

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（２）				(13.3定)
日 時	平成13年 9月20日（木）	開 議	午後 1時00分	
		散 会	午後 5時32分	
場 所	第 2 委 員 会 室			
議 題	付 託 案 件			
出 席 委 員	北野委員長、前田副委員長、成田・中村・松本（聖）・古沢・見楚谷・小林・佐々木（勝）・佐々木（政）・斉藤（陽）・秋山 各委員			
説 明 員	市長、助役、収入役、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。				
委員長				
署名員				
署名員				
書 記				

○委員長

開会前に、一言ごあいさつ申し上げます。

昨日の予算特別委員会で、私、北野が今回の予算委員会の委員長に選出されました。

マイカル倒産という重大な事態のもとで、当委員会に課せられた任務は大変大事だと思いますので、各位はもとより、市長、理事者の皆さんのご協力をいただき、委員長の務めを果たしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、副委員長は、自民党の若きホープ、前田清貴委員でありますので、ご紹介申し上げます。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に古沢委員、秋山委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告申し上げます。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

齊藤裕敬委員が松本聖委員に、高橋委員が齊藤陽一良委員に交代しております。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

○古沢委員

◎マイカル問題について

マイカル１点でお伺いをしたいと思います。

最初に、不覚にも、２、３日来、体調を崩しまして、お聞き苦しい点があるとは思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、昨日の本会議で、要望決議が採択をされておりますが、それに関連して一言触れておきたいと思います。

決議文は、「マイカル小樽は、地域経済の発展のため多大なる貢献をしており、本市のまちづくりにとって大きな役割と意義を担っている」、このようにして、そのマイカルが倒産したとの知らせは、大変大きな驚きであって、本体、マイカル本社の動向によってはさまざまな影響が懸念される、心配されるとしています。提案者は、こうした事実を、「驚きをもってこの事態を迎え、かたずをのんで見守っている市民」というふうに触れております。

大変不思議に思ったのですが、我が身を市民と同列に置いて、この事態に、市民や商店街、市経済全体を落としたその責任が一体どこにあったのか、だれにあったのかということについては、ついに触れていません。これが議会の意思だとしたら、決して市民はこの決議に賛意を示さないだろうということをまず最初に一言申し述べておきたいと思います。

そこで、お伺いしますが、この開発事業ですが、もともとマスタープランによる開発フレームは、雇用 3,000人、定住人口が 5,000人、入込客数が年間で 900万人というふれ込みで、小樽市の人口減にも歯止めがかかるのだ、小樽全体が活性化されるのだということで、国、道、市を合わせて 156億円も投入するという大変な事業でありました。平成 8 年 6 月の築港の特別委員会において、当時の新谷市長は、このように表現しています。「バラエティーに富んだ21世紀に向けた夢のある計画だ」というふうに述べております。

それが今、今日迎えている事態は、場合によってはマイカル小樽が崩壊しようとしている。市長は、議会の答弁で、情報収集に、これ努める段階だというふうにおっしゃった。しかし、現段階でも言えることは、小樽の経済や観光、市民生活にとって計り知れないダメージを与えている、小樽の計り知れないイメージダウンにつながっている、これは紛れもない事実であります。推進してきた者としての責任はないのか。

責任は明白だと思うのですが、まず最初に、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○企画部長

小樽築港駅周辺の再開発事業は、委員の皆様がご承知のとおり、小樽のさまざまな課題を、かつての産業構造の変化の中で、小樽の場合で言えば、旧国鉄の貨物ヤード跡地、これをいかに小樽の将来に結びつけるかと、こういう議論があって、これは、市民も含めて、まちづくり協議会、これは商工会議所とか経済団体も含めまして、あるいは小樽まちづくり委員会等々の広範な各界各層の意見を聞きながら進めてきたわけです。

今のお話しですと、多大な影響、ダメージとおっしゃいますけれども、まだマイカル本社は、民事再生法を申請してございますが、小樽マイカル、小樽ベイシティ開発が今後どうなるか、今のところは分からないわけです。ですから、私どもは、今、行政として何ができるか。これは市内の関係機関も含めて、議会も含めて、小樽マイカルの存続に向けて、今、鋭意努力しているわけです。そのために、やはり的確な情報収集にとにかく努めておるところで、今の時点で政治責任云々ということにはなかなかならんと。今、小樽市としてやるべきことは何かと、それに向けて全庁的に把握していると、こういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○古沢委員

部長は、当時、直接この事業の担当部門に携わっていた方でありますから、例えば、小樽市民の合意でこの事業が推進されたのか、小樽市民は、その多くがこういう事業を歓迎していたのか。

一つは、平成7年当時であります。小樽市の市商連の36団体から議会に陳情書が出ました。さらに、同じ時期に、市商連加盟の53団体が新聞に意見広告を出している。「市民の意見を反映しない築港ヤード再開発をどうお考えですか」、これが意見広告の表題であります。

文字どおり、市民の中で大きく意見が分かれたし、直接的に被害が及ぶだろう、かぶさるだろうと思われていた商店街関係者の皆さんからは、大変大きな反対意見が出されていた。この当時は、商工会議所も、仮に全面反対と言わなくても、この計画の進め方について異議を唱えた。少なくとも見直しをしてほしいという態度を市に対してとっていた、これは事実ではありませんか。このことはまず認めていただけますか。

○企画部長

私も、平成4年から、企画部に企画調整担当主幹ということで、その特命は築港ヤード、宅地再開発担当ということで、整備基本計画づくりといいますが、そういった部分にかかわってまいりまして、一定程度の経過といえますか、私も平成6年に他部署に行きましたので、それ以降、詳しいことは承知していない部分もございます。

いずれにしても、地元協議会という部分で、あまりに長い名前なものですから、地元協議会とまちづくり委員会というか、その二つの部分でやってきたわけですが、平成元年のポートルネッサンス21調査、それから平成元年の土地区画整理事業のA調査と、こういうものを踏まえてまちづくり構想というものをつくったわけです。それを受けまして、清算事業団の用地処分が平成3年に行われ、そういった小樽市のまちづくりに賛同できる企業にこのまちづくりを担ってくれという中で、小樽ベイシティ開発が土地を取得したと。

その中で、地元協議会でございますけれども、これは、学識経験者、それから市内の各行政機関、それから経済団体、商工会議所等々、地元のご意見をくみながら構想を練ったわけです。確かに、経過の中で、マイカル小樽の具体的な内容が詳細になってきた段階で、経済界からいろいろご意見があったことは承知してはいますが、いずれにしても、市としては、市民の理解を得られるような進め方ということで、広報も通じていますし、それから、市長も市長と語る会とか、いろいろな団体との意見交換の中で理解を進める過程で進めてきた事業でございます。これは、なかなか全市一丸となって賛成したという状況では決してないことは承知してはいますが、少なくとも市民の理解を得ながら進めてきた事業だ、こう思っております。

○古沢委員

この時期に、OBCは、通産大臣に、大店法に基づいて3条申請を行うわけですが、これに関連して、当時、平

成7年の第4回定例会で、我が党の議員団副団長をしております西協議員がこのように市長に質問しました。

「多くの市民合意が図られていない。市長は、ＯＢＣの利益代表ではなく、市民の代表としての役割こそ果たすべきだ」と。これに対して、当時の新谷市長は、多分に、こういう商店街、経済界の動向を意識して、共存共栄に関連して、触れて答弁をしています。「一部競合はあると思う。しかし、小樽全体の小売販売額が拡大するのだ。同時に、雇用や人口など小樽市の抱える諸課題の解決に向けて、小樽市全体としての活性化につなげていく。これがこの築港再開発事業だ、特定企業のための事業ではない。」というふうに答弁されています。

小樽市の抱える諸課題の解決というのは、この時期の市としての議会に対する態度のキーワードの一つであります。例えば、我が党の高階議員が、築港ヤードの再開発について、50億円も、これは平成6年のときの3定の代表質問ですが、「50億円も超えて市費をつぎ込む。この再開発こそリストラすべきではないか。公共投資や公共事業は福祉型に切りかえる必要があるのだ。」ということを力説いたしました。これに対しても、市長答弁は、「本市が抱える課題、これの解決を目指すものだ。新しいまちづくり活性化を図る事業だ。」というふうに強調しました。

さらには、翌年の平成7年の3定のときに、現在、道議会議員を務めております我が党の花岡議員の代表質問では、「地元商業者が絶対反対だ。抜本的な見直しを求めている。この計画を、市長や与党がどんなに大声で共存共栄が可能だと叫んでも、それは極めて独断的だ。」というふうに質問をしている。これに対しても、市長は、同じように、「超広域的な集客、特徴的なまちづくり、店づくりを行う。新しい需要関係が期待される。小樽全体の小売販売額が拡大するのだ。そして、この再開発は本市の抱える諸課題の解決に向けた新しいまちづくりを目指したもので、着実な推進を図っていく。」というふうに答弁しています。

当時の新谷市政を支えた与党の皆さんも、基本的には全く同じような立場をとりました。例えば、平成7年の3定で、与党会派の代表質問の一節です。「雇用の場がないため、若者が流出をするといった人口問題、急激に進む高齢化等々、今、小樽市が抱えている課題の解決に向けて大きな原動力になる」と。これは、ある会派の代表質問です。別の会派はこう言います。「雇用機会の拡大、定住人口の増、購買力の拡大など、経済の活性化、底上げを図る一大プロジェクトだ。21世紀に向けて小樽再生の大いなるかけ橋になってもらいたいと願っている」と。心当たりのある委員の方もいらっしゃると思いますが、つまり、ここでも、与党会派の皆さんも、小樽の諸課題がこのプロジェクトで解決するのだ、小樽経済の活性化の起爆剤になるのだというふうに持ち上げました。

まず、最初にお話ししたように、行政として、市長としての責任、あわせて、与党のそれを押し上げた責任、これをはっきりさせて、いろいろな情報を仕入れる、対策を講じるということが先決だと思う。

民事再生法と言いますから、何かしらその事業を継続をして、新しい装いで出発するのだろうというふうな感じで受け止められますが、民事再生法というのは、何のことはない、法の構成上で言えば倒産法の一つですよ。マイカルが倒産したというこれ以上ない情報が手元にあるのに、なぜその問題について、責任の所在についてはっきりした上、対策をとろうとしないのですか、改めて伺います。

○企画部長

いろいろな諸課題の解決という部分で過去のお話がありましたけれども、少なくとも、マイカル全体で、雇用形態のいかんは別として、3,000人を超える雇用の場がございます。それと、やはり、消費にかかわる購買力の流出、特に札幌方面です。これについても、いろいろお話を聞きますと、あえて札幌まで行かなくても、マイカルがあるからという後志管内の方もいらっしゃいますし、それから、やはり、アンケートをとれば、若者が遊ぶといいますが、そういう部分の場としてのマイカルもあったわけで、それから、観光面で申し上げますと、900万人というふうなことで、初年度は1,300万人の来街者が来ましたので、小樽観光の入り込みも平成11年度はたしか900万人を超えるというか、そういった部分の大きな効果はあったと思います。

ただ、定住人口の部分は、建設業界の不振の中で、東部の部分、たしか800戸ですか、ＯＢＣが所有している部分で800戸を想定していましたけれども、現在は200戸というようなことで、その部分は景気的环境の中でなかなか

か進んでございませんけれども、それなりに、現在、小樽という地域社会の中で、現に２年半、小樽マイカルがあったわけです。やはり、市民も、市民生活の中で、小樽マイカルがあるということで消費の部分も非常に当てにしていたので、委員がおっしゃるとおり、すべてが思惑どおり進まなかったというふうに私どもは思っております。

責任の部分は、先ほども申し上げましたし、市長も本会議でご答弁していますとおり、今この時期に行政が何をやらなければならないかという部分では、とにかくきちっと推移を見て、的確な情報をとらえて、対応策をいつでもとれるというか、そういった万全の態勢を整えておくというか、それが今やるべきことと、こう思っております。

○古沢委員

1,300万人と言いましたが、1,300万人のカウントについては、今までの議論の中で私は甚だ疑問ではあるのですが、そもそも小樽の観光に果たした役割を持ち上げるわけですね。しかし、小樽市の観光にとって、そういう基盤をつくったのはマイカルではないでしょう。皆さんもご承知だと思いますが、ちょうど私が20年前に小樽に職場が変わって来たときに、小樽運河が小樽の土木現業所によってくい打ちをされるという場面に遭遇しました。あのときに、小樽市内を挙げて、運河を残すべきか、埋めて道路にすべきかという大論争といたしますか、市民を巻き込んだそういう取組があったわけです。そして、結論を言いますと、運河は、全面埋め立てでなくて、今の形で残すことになったわけです。これは、ある意味では小樽市民の民主主義の結果、発揚の結果であったわけです。あれを全面埋めて、車が通る道路にしていたらというふうに考えたら、およそのことは判断がつくでしょう。

こういう形で、市民の意思が反映した結果、それにこたえて小樽市が行政の責任を果たした結果、観光 900万人、1,000万人という土台を築いたのではありませんか。だから、この点をまずはっきりさせておきたいと思うのです。

それで、ちょっとお伺いしますが、やるべきは、やはり、倒産という厳然たる情報が目の前にあって、さらに情報を収集するというのはなくて、みずからの責任をきちっとはっきりさせた上で、市民の知恵も借りて対策に当たるといふことだと思うのです。

例えば、この数日来、新聞各紙ではどういうふうに言っているか。小樽市の行政責任は重いと言っていますよ。何よりも対策を急げというのではなくて、小樽市の行政責任を問うています。

例えば、こういうふうに言っています。「マイカル小樽を運営するOBCが民事再生法の適用申請の方向で最終協議に入っている。マイカル開設に当たっては、基盤整備や周辺の道路整備で、国、道、小樽市から税金が投入された。雇用対策も含め、小樽市の行政責任は極めて重いものがある」と、これは18日の道新の社説です。各紙でも、同じように行政の責任を問うています。

こうした点で、山田市長は、あくまでも、まだ、マイカル小樽は現に営業を続けているのだ、慎重に情勢を見守る必要があるのだという態度で対策を講じようとしているのか、みずからの責任をはっきりさせようとししないのか、改めて市長にお伺いしておきます。

○市長

今、企画部長からもお答えをさせていただきましたけれども、マイカル本体そのものが民事再生法の申請をして、裁判所から再生の手続の開始がされたということでございまして、今後、再生計画の検討に入っていくものと思いますけれども、やはり、まずは、マイカル本体がしっかり経営再建できるような形に持っていただきたいというのが我々の願いでありますし、その関係でいけば、OBCとの関係でいけば、現在は通常どおり営業しているわけですから、今後どういう動きがあるかはまだ不明確でありますけれども、私どもとしては、ぜひOBCが存続してマイカル小樽が経営されていくことが一番重要なこととございまして、確かに、公共投資も相当しているわけですから、その部分は私どもも十分念頭にありますので、当面は、そういった行政責任云々ではなくて、OBCなりマイカル小樽が通常どおりきちっと営業できるような体制に持って行ってほしいということを強く思っております。

して、そういった行動をしているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○古沢委員

情報収集に名を借りて、責任の所在を明らかにしない、明らかにした上での対策の先送りでしかないというふうに私は思うのです。

そこで、今、マイカル本体、ＯＢＣに関連してお答えいただいておりますから、この間、我々の手元に提供されている知り得る範囲の情報の中から、できるだけ注意深くお尋ねをしたいと思います。

まず、マイカル本体は、14日、第一勧銀の金融支援打ち切り、これは、伝えられているように、週明けの17日に400億円を超える資金が必要とされていたと。つなぎ融資が第一勧銀から出ない。このままではパンクするという事で、法的手続に入る、自力再建を断念するに至ったというふうに、これが第1情報であります。つまり、民事再生法の適用を申請したと言われておりますが、マイカル倒産であります。これが第1情報です。負債総額は、単体で1兆3,000億円を超える、全体で1兆7,400億円です。これは、去年のそごうの負債額1兆8,000億円超に匹敵する額でありますし、単体企業で言えば、戦後4番目の規模の倒産であります。

再生法とは言っていますが、今言ったように、その実態は、会社整理、倒産であります。こうした第一報を受けて情報収集されたのでしょうから、自主再建断念に至った最も大きな理由は何だったというふうに受け止めておられますか。

○企画部長

マイカルの問題は、以前からマスコミ等を通じていろいろな情報が入っておりまして、今年の年頭当初、チャレンジマイカル経営計画といいますか、それをつくって金融団に示したと。そして、8月にそういった部分の修正案もつくって金融団に示したと。なかなか金融団も、その内容について、首をかしげるといいますか、その後の売上げも、希望退職等で幹部職員も相当歯抜けになって、各個店の部分で売上高も落ちたといった中で、8月に第一勧銀から500億円の融資を受けまして、問題は、その後の9月の部分で、運営資金といいますか、そういうことで相当の部分が必要となるという中で、相当せめぎ合いといいますか、話し合っていた中で、やはり、みずほフィナンシャルグループの中での意見も合わず、結局、第一勧銀から融資が断られる、そういったことが直接の引き金になったと思います。

背景はいろいろで、四方社長も、その後、バブル期以後に起こったリゾート開発だとか、複合都市開発計画、いわゆるマイカルタウンをあちこちにつくったとか、それから、大連へ海外進出したとか、いろいろございましたけれども、やはり、非常に大きい借金体質の中で資金難に陥った、こういうことが再建を断念した背景にあるのかなと、こう思っております。

○古沢委員

今のお話は、直接的なきっかけというか、引き金になったことだとは思いますが。そういう意味で言えば、例えば、日経は、身のほどをわきまえぬ膨大なものと、マイカルの事業展開がですね。例えば、読売は、今お話しのある中国の大連に進出等の関連で、実力以上の投資を重ねたから資金パンクをしたというふうに言っています。

もう一つ、例えば、スーパー業界の売上高は、この7月までで言えば32カ月間にわたって連続して前月を下回っているという状況です。要するに、本業で大変厳しい状況にあったわけです。これは、マイカルだけに限らず、こうした業種の中で等しく今かぶってきている状況なのですが、こうした消費不況、スーパー業界ですから、消費不況がもろに大きなダメージを与えた、そういう状況が、もう一つ、マイカルが自主再建を断念せざるを得なくなった背景にあったのだというふうに思います。

それで、後ほど、それらにちょっと関連する質問が出るかと思いますが、具体的な点で伺いたいと思いますが、マイカル本体が申請をして開始決定された民事再生の手続の流れ、およその流れをちょっと教えてください。

○（経済）商工課長

民事再生の今後の流れの関係でございますけれども、先ほどお話がありましたとおり、マイカルにつきましては、9月14日に民事再生の申立てを行っておりまして、翌日に保全命令が発せられたというふうに承知をしております。本来であれば、2週間程度の中で裁判所の開始決定というのが通常でありますけれども、非常に早い開始決定がございまして、18日に既に開始決定がされました。

今後は、再生計画をつくるという形の流れになってまいりまして、これは、マイカルの発表によりますと、平成14年1月19日、新聞報道は21日になっておりましたけれども、この日までに東京地裁に再生計画案の提出をします。ですから、その間で、債権の関係だとか財産評定だとか、そういった作業が行われるものと思います。さらに、それ以降、再生計画案が提出された後は、今度は債権者の皆さんを集めた債権者集会の中で、それらを認可というか、決めていくというか、そういう手続の中で、おおよそ来年の3月末を目標にこういった作業がされるということで伺っております。

○古沢委員

今ご答弁いただいた関係で、一つだけ、計画案が示されて、債権者集会、もしくは、それに先立って債権者委員会が構成されるのだと思いますが、この債権者集会で計画案が認められるかどうか、その決め方ですが、議決のあり方はどういうふうになるのですか。

○（経済）商工課長

再生の方式も、簡易再生、同意再生、管理再生とかいろいろあるようですけれども、一般の民事再生の場合には、2分の1以上、これは債権者の出席者の過半数、さらには議決権総額の2分の1以上の議決権を有する方々の部分で、必要十分条件になろうかと思いますが、この両方をもって認可をするという形になっているように聞いております。

○古沢委員

つまり、わかりやすく言えば、集まった人の頭数も一つ大事だけれども、それぞれが背負っている債権額、この持ち分に応じた議決権を有するのだということですね。それがトータルで2分の1を超えなければいけない、ということですね。

もう一つ、お伺いします。

親会社が倒産手続に入った場合に、直接的に、子会社、連結子会社というのでしょうか、商法で言えば子会社でしょうが、この子会社はどのような影響を受けることになるか、おわかりでしょうか。

○（経済）商工課長

一般的に、親会社、子会社という言い方ですが、例えば、それぞれ株式を50パーセント以上有していれば、当然、親会社的な扱いになろうかと思いますが、そういった場合には、民事再生法の概要を読みますと、子会社に大きな影響がある場合、これは当然、一緒に民事再生手続をするということもあり得ることが書いてあります。そして、更生法と違いますのは、民事再生法においては、親会社が申請をした場所での申請が可能であると。ですから、本来であれば、本社所在地で申請をしなければなりませんけれども、子会社の場合には、親会社が申請をしたその地方裁判所、そちらの方に申請できるという規定がございます。

それから、親会社、子会社の関係ですけれども、通常は50パーセントの株ということを申し上げましたが、ただ、これは、連結決算などもそうなのですが、実質、50パーセントの株を所有していない場合でも、実は連結決算になっている企業もございます。これらは、実質基準の問題ということで、その企業において大きな影響といいますか、その会社に占めるウエートが大きい場合も、当然、一般論で言う親会社、子会社、こういった関係になっている、ということも聞いております。

○古沢委員

OBCの場合は、マイカル本体が出資35パーセントで、関連が15パーセントですから、今の答弁で言えば半分は

マイカルが押さえている、そういう実質子会社と見ていいのだと思うのです。

そこで、お伺いしていきたいと思うのですが、新聞情報によれば、14日の社長交代劇がいろいろ取りざたされています。新しい社長に就任された山下社長が、記者会見だったでしょうか、おわびを述べていますが、その中でこういうふうに言っています。「バブル期において、関係会社を通じて広がったリゾート開発投資、複合都市開発計画、海外事業進出などの過剰投資に起因して、多大な有利子負債を抱える不健全な財務体質に陥った」というふうに言っておられます。

これに関連して、そのどたばた劇の中で、前社長というふうには呼ばざるを得なくなった四方氏は、かつて、新聞紙上や雑誌を通じて、マイカル小樽は、マイカル本体の拡張路線の見本みたいなもの、行け行けどんどの見本みたいなものだというふうにおっしゃっておられた。同時に、ある経済誌の情報では、激白、告白をしております。実は、マイカル小樽の計画が持ち上がって、計画が進行しているさなか、副社長を務めておられた方が、このまま進行するとどうにも危ない、このまま計画が進めば、マイカル小樽がマイカルの命取りになるかもしれないのだと、あなた、出張ってきて、何とか軌道修正するために力をかしてくれというふうに言われて出張ったのだと。しかし、そのときは、既に建設、運輸などの国、それから道、市、それにマイカル自身、もう抜き差しならぬ状況になっていて、軌道修正というか、そんなところではない、行くしかないという状況になっていたという内容の激白をされております。

こうした情報についても、当然のように承知されていますね。

○企画部長

たしか、そういう内容の情報誌といえますか、それは見たことがございます。

○古沢委員

私は、別の機会にこの問題を取り上げたときに、とんでもない話だと。それは全くの逆で、マイカルこそが小樽の命取りになるかもしれないと我々は言っていたのだ。しかし、当のマイカル側が、小樽がマイカルの命取りになるかもしれないというふうに中枢にいた人物が言っている。

こういう形の中で、新山下社長自身も言っているように、バブル型の計画で、複合都市開発計画、これらを進めてにっちもさっちも行かなくなったというふうにおわびをしているわけです。これを一緒に進めたのではないですか。

責任の所在といえますか、そういったことをきちっとした上で対策を講じなければいけないというところにまた戻るのですが、いかがですか。

○企画部長

小樽マイカルは、先ほども申し上げましたとおり、マイカルが全国展開のマイカルタウンを本牧の次に計画いたしまして、計画を練ったのは、平成に入るか、入らないか、1980年代、いわばバブルがはじける前に計画をつくりまして、土地の絡みもございまして、いろいろ動いていたと。

ただ、平成4年から具体的に土地の利用計画、これは国の当時の建設省、あるいは臨港地区での事業展開でございまして運輸省と、こういったものとの協議があり、私どもも個別協議にいろいろかわりましたけれども、やはり、全国に先駆けてのケースでございましたので、手続といえますか、そういった部分では時間がかかったということはございました。

着工した段階では、完全にバブルもはじけていて、施設規模についても申請よりも少なくなりましたけれども、その時点では、ちまたの中ではいろいろな懸念はありましたが、いずれにしても、亡くなりました小林社長の方針の中で小樽マイカルが進んできたわけです。

先ほども申し上げましたとおり、今この時点で、責任論云々といえますか、それはやはり置いて、今、小樽が何をできるか、行政は何ができるか、その部分でOBC、小樽マイカルの存続に向けて総力を挙げて進めていくとい

うか、そういった観点が何よりも大事だと、こう思っております。

○古沢委員

誤解のないようにお話をしておきたいと思うのですが、我が党は、ご承知のように、もともとその計画の出発点から反対をしてきました。市内の経済界、商店街の皆さん方といろいろな意見交換をしたり、市民の皆さんの声を聞いたりして、やはり、この計画は、先ほどの新聞報道で言えば、身の丈に合わない、身のほどをわきまえない計画だ、小樽の経済そのものをだめにしてしまうのではないかと、そういったことで反対をしてきました。

そして、店開きしてから２年半、それ見たことかということで拍手喝采しているわけではないのですよ。これまで、この10年来、全国的には大型店の進出が各地で問題になっています。それは、中心部に進出したり、郊外に進出をしたり、いろいろな形態がありますが、中でも悲惨なのが、中心部に強引に割り込んで進出してきた大型店によって、商店街そのものが丸ごとだめにされるというケースが各地で起きました。そのときに、もともと反対していたのだから、その企業がいいとこどりをして撤退をするというときに、拍手喝采をして送り出したなどということは、我々はそういう態度はとりません。その大型店が、いいだけ、いいとこどりをして撤退しようとするときに、まち全部が、中心部が、突然大きな空洞化を起こされるわけですから、そういう身勝手は許さない、大型店の責任を果たしてもらおうということで、そこに存続をして、地域経済と、文字どおり共存共栄を探れということで、住民と一緒に運動するということだって、全国各地ではやっているわけです。

ですから、今度のマイカルの問題だって、正直なことを言いますと、大変な驚きでこの第一報を受けました。そういう意味では、まち場の声と、それから行政に携わる皆さんも全く同じだと思いますけれども、さて、それではどうしようというときに問われるのが、行政は行政としての責任の所在をはっきりして対策に当たるということです。まちじゅうが大変な状況で、驚きで迎えているわけです。同時に、新聞等で言われるように、行政の責任が重大だというふうに問われているわけです。そのことに一つも触れないで、対策、情報収集に当たるというのは全くおかしいことだというふうに思うのです。

次の問題をちょっとお伺いしたいと思いますが、問題は、この倒産で、全国的に言えば、例えば取引先の大きな影響、連鎖倒産も既に生じている。特に取引先で影響が大きいと見られているのは、食品関係だとか衣服関係、アパレル関係がその影響が大だというふうに見られておりますけれども。例えば、新聞情報で言えば、花王が売掛金３億円、資生堂が同じく３億円、トリンプインターナショナルジャパン、下着関係のメーカーですが、商品の配送を中止した。売掛金が同じく４億円抱えている。伊藤忠商事グループで言えば約15億円、丸紅グループで数億円、小杉産業というところは商品の引上げをやった。ワコールは、閉店店舗の商品は、まずは返品を早速に求めている。それから、小岩井乳業というのがありますが、出荷停止です。ナイガイは商品納入の見合わせ、酒類を納めている大手の卸は注文の受け付けを中止した、こういう情報がどんどんどんどん入ってきます。ですから、全国展開しているマイカルのそれぞれのお店の商品棚では、既に商品が並んでいないという状況も出るわけです。

今、新しい山下体制になって、いろいろと取引先に対して交渉を強化しておりますけれども、伝えられているところによりますと、商品の供給再開については、信頼感のあるスポンサー、金融機関などの後ろ盾、こういったものがない限り難しいのではないかとというふうに見られているようであります。

そこで、小樽市内で、マイカル小樽との関連で取引業者がどういう状況になっているかという実態についてお知らせください。

○（経済）商工課長

取引業者の関係でありますけれども、現在、建物の中のビブレ館を経営しておりますマイカル本社ですが、この部分が14日に民事再生の手続ということで、実は翌日から財産の保全が始まっております。その段階で、あそこに入っているテナントさん、あるいは取引業者の皆さんと、かなり混乱の中での話し合いは相当あったというふうには伺っております。

ただ、これは、幸か不幸か、１階の食料品関係が既に８月で撤退をしておりました。ですから、今、議員からご質問のありました今取引がストップしている主に食料品関係、そういったこととの関係は今現在はないということ聞いております。

それから、もう一つは、中にはアパレル関係で、東京に本社を持つ衣服関係の企業では、商品を引き上げるとか、あるいは、あそこの契約形態の中で、毎日納入という形の契約もありますので、その売ったお金を納入せずに一時預かりをするとか、そういった部分も何件かあったようでございますけれども、昨日もちょっと情報収集に行ってみましたが、今現在、大きな混乱もなく、何とかお願いをしながらやっているというふうには聞いております。

ただ、財産の保全になっておりますので、商品の持出しができません。そんな中で、商品をストックヤードの方に運んでいるようなところもあるというふうにちょっと聞きましたけれども、そんな細かいところはございますけれども、２階、３階、４階の部分では、そう大きく、目に見えるような、先ほどおっしゃいました陳列棚に商品がないとか、そういった状況には今現在はなっていないというふうに聞いております。

○古沢委員

一方、マイカル本体に関連しますけれども、新しい山下体制で改めて米国流通大手のウォルマート等の提携交渉が始まったというふうに伝えられています。

ウォルマートの業態ですが、これは、食品スーパー、非食品のディスカウントストアを併設して、それを主流として世界に展開している企業ですけれども、心配事として、そういう業態と複合施設のマイカル小樽とはどういうふうになるのでしょうか。

○（経済）商工課長

新聞報道等しか承知しておりませんが、ウォルマートというアメリカにあります小売業で、アメリカではランキング１位で年間16兆円ぐらい売り上げている非常に大きなスーパーというふうに聞いております。

ディスカウントチェーンと言っていますけれども、私どもでイメージする安売りというディスカウントというイメージではなくて、どちらかというとホームセンター的なイメージです。ですから、食料品にホームセンター、あるいは衣料品、こういった形のお店が中心の小売業であって、ワンストップショッピングといえますか、そういったことをする形態だというふうに聞いております。

ご質問にありますあの建物の中でこういうものがなじむといえますか、どうなるのかということについては、申しわけございませんけれども、今段階で私は申し上げる立場にないので、ご了解いただきたいです。

○古沢委員

次に、ＯＢＣに関連してお伺いしたいと思います。

これも伝えられていることですが、15日にＯＢＣの社長から市長に電話が入って、市長はＯＢＣを存続させてほしいというふうに話をしたと。篠田社長は、存続させるには法的整備が必要だ、市長が「それは来週の話か」と聞いたのです。これは新聞情報ですよ。社長は、「いや、そうじゃない、数日中のことだ」と。そして、小樽市長は、一両日中にも法的整理が入る可能性があると判断したようだ。

この経過と、およそこのとおりだと思うのですが、これが実は17日の本会議でいろいろあった、市長としてはこれは大変だと、一にも二にも、とにかく市として要請すべきものは要請に走らなければならないというふうに判断した理由でなかったのかというふうに思うのですが、いかがですか。

○市長

14日の15日ですから休みでしたけれども、担当職員が、情報収集に朝から回っていますと。その結果が夕方に出ましたので、庁内で対策会議を開いて、情報の分析といいますか、そんなことをやりまして、これは、地元で全然情報がないものですから、直接マイカルに問い合わせをした方がいいのではないかということでありまして、こっ

ちから電話をしたということでございます。

状況を聞こうと思いましたが、まずは、社長の方から、今回の件は大変申しわけないという謝罪がありまして、何とか存続してほしいのですということで、報道にありますように、存続するとすれば法的処理しかないというふうに思っている、そして、現在、弁護士さんと協議中ですよということで、結論としては、そんなに時間をかけていられないのでということがありまして、そういったコメントになっております。その辺は事実であります。

○古沢委員

委員長から時間オーバーのメモが入りましたが、申しわけありません。もう少し時間をください。

実は、ＯＢＣは、売上高でいっても、この２年連続して当初の目標を割っている、今年の２月期で 470億円の負債を抱え込んでいるというふうに言われております。

問題は、先ほど、市長はそういうふうに判断して走ったのだけれども、現に一兩日待っても法的手続に入らない、それが過ぎて法的手続に入っていない、この辺が実はどういう情勢判断をするかということにかかわるのです。

一つは、小樽ビブレの問題にかかわります。小樽ビブレは、文字どおりマイカル本体とかかわっていますから、これの法的処理による動向、再生計画がどうなるかというふうに見定まらない限り、軽々にといいますか、そう急ぎ足でＯＢＣが法的手続に入れないのではないかと私は思うのです。つまり、ビブレはあの施設の中で4万平方メートルの売場面積を持っているところですから、ここのところの先行きがはっきりしないと、ＯＢＣが仮に再生手続に入ったとしても、再生計画の立案のしようがないのではないかと、こういう問題が大きなハードルとしてあるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○企画部長

確かに、小樽ビブレは、途中からマイカルの直営という形になって現在まで来ていますが、ただいま委員がおっしゃった本体の再生計画と、ＯＢＣといいますか、この絡みの中では、なかなか想像ではものを申せませんが、その関係は、私はちょっと承知といいますか、類推ではものを申せませんので、ご答弁を差し控えたいと思います。

○古沢委員

本体が倒産の法的手続に入れば、関連する会社、子会社は、同時に、速やかにといいますか、法的手続に入るのは一般的なケースです。ところが、市長が一兩日中というふうに判断したにもかかわらず、現時点で法的手続に入っていない。例えば、民間の調査機関では、マイカル小樽に関して言えば、赤字体質だけに、再建計画の中でお荷物視されかねないのだというふうに分析をしています。こういうことから見れば、その辺の方向が定まらない限り、ＯＢＣは、やはり法的手続が入ったら直ちに再生計画を立案しなければいけません。立案するときに、あそこの施設の入り口部分、「こんにちは」と言って居間に上がったら、途端に物置状態になっていたという状態で再生計画なんて立ちようがないと、ありていにはそういうことではありませんか。

○市長

電話の話の中では、子会社が 200以上あって、どこから手をつけるだとか、そういう細かい話をしていませんので、数日中といったら、どの部分を指して数日中と言ったのかちょっとわかりませんが、これは、先ほどビブレの話が出ましたが、我々としては、その辺がどうなっていくのか、全然予測も立たないといいますか、そういう状況でございますので、もう少し情報収集をしないと何とも申し上げられないというのが今の状況ということでございまして、その辺はご理解願いたいと思います。

○古沢委員

市の対策にかかわって伺っていきますが、ある程度の予測はつきそうなのです。今の話で言えばですね。ある程度の予測はつきそうなのですが、市の対策について伺います。

雇用の問題ですが、私どもの手元には、マイカルの関連で言えば、主要11社の雇用状況について昨年９月現在の

数字が示されています。1,834名です。この間の新聞報道では、毎日新聞では主要な会社で1,450名というふうに報道されていますが、これは、今年の上半期の例の300人解雇問題の数字と関連がありましたか。

○（経済）藤原主幹

議員がおっしゃいますように、ＯＢＣの方で4月の時点でまとめられて、こちらの方にご報告をいただいていますマイカル関係の主要数社の人数につきましては、1,450名ほどというふうにお聞きしております。その後、ウォールの関係が増えているということで、全体で3,000名ほどというふうにお聞きしております。

○古沢委員

その300名問題のときにいろいろやりとりがありましたが、ＯＢＣ側は優先再雇用を進めるというふうにあったわけです。それでは、300人が優先的に再雇用されているのかどうかという後追い調査、追跡調査はされておりますか。

○（経済）藤原主幹

ＯＢＣのあそこの関係の300名につきましては、残念ながら、雇用保険の受給とかの関係を持っておりまして、その関係で、職安の方である程度は調査はしてましたけれども、確実に再雇用されたかということの確認はとれておりません。

○古沢委員

そうすると、マイカル全体で約3,000名と言っておりますが、3,000名なのか、2,500名なのか、3,500名なのか。しかも、そのうち、正社員が何人でパートさんが何人という雇用状況などは、全体としてはわかっていないのですか。

○（経済）藤原主幹

ＯＢＣの方からご連絡いただきました中で、全体として4月末で約2,700ほどいらっしゃるという人数の中では、テナントを除きましては、大体、割合的なものはご報告いただいております。ただ、その割合というか、当初うちの方で3,800名ということで調査させていただいた中での割合は、大体出ておりますけれども、現在の状況でテナントさんと合わせてどういう雇用形態になっているかという正確なものは、残念ながらございません。

○古沢委員

実は、私ども共産党では、マイカル問題の対策本部を立ち上げまして、本部長に花岡道議会議員をつけて、今いろいろ対策、検討に当たっているのですが、本日の午前10時に花岡道議と私ども市議団の議員とハローワーク小樽をお訪ねしました。そのときにも、ハローワーク小樽でも、マイカル小樽の全体の実就労数というのは確認困難だというふうにおっしゃっておられました。現在、調査を進めているというふうにもおっしゃっていた。

それと、今、仮にということだと思うのですが、万一、そごうのときみたいなことになれば大変だ、雇用の創出が大変なのだと。小樽市内で言えば、例えば、卸売、小売、サービス業で10人未満の小規模の企業が7割を超えている。大きいところで見れば、1,000人規模の事業所は中央バスだけだ。500人規模は3カ所しかない。全体で言えば90パーセントを超えて30人未満の企業の状態だと。だから、マイカルの問題で、雇用対策として大きく吸収できる企業は、小樽市内では万一の場合はない、札幌を含めてその対策をとろうということで今検討をしているということです。何よりも、社会保険事務所や市など一体になって、万が一のときに速やかに対応できるように今準備を進めている、そういう状況でありました。

このハローワークも含めて、小樽市では、6機関で雇用の対策会議を持っておられるようですが、どういう対策を講じようとしているのか、示してください。

○（経済）藤原主幹

今、議員がおっしゃられましたハローワークを含めて、市の全体的な緊急雇用連絡会議というものを9月12日に立ち上げております。ただ、12日に立ち上げましたのは、本来、マイカル関係での部分での立ち上げではなく、今、

企業情勢等が大変な状況にあるので、市独自での対策として、どういう形で持っていったらいいのかなかなか難しい状況の中で、各関係機関の知恵とか情動的なものをいただいて、よりよいものにしたいということで立ち上げた経過がございます。

ただ、中で、実際にマイカルのが浮き上がってきました関係で、９月17日の段階で、第２回目をマイカルのことに絞りましてご相談をさせていただきました。その中でお話しされたことといたしましては、実際に本体の方は法関係手続、法的手続に向かいましたけれども、小樽のマイカル自体は倒産という形にはなっておりませんので、もし万が一、そういう事態になったときには、職安と市、関係機関の協力のもとに、速やかに離職者への相談窓口をすること、それから、相談窓口だけではなくて、雇用保険の手続の関係とか、実際に離職の期間のときに職業訓練等を受けたりするときに、現在あるもの以外にも希望するものがあれば、職能開発大学校等々と協力のもとで新しいメニュー等の開発とか実践に向けて相談の用意があると。

それから、先ほども職安さんの方でもおっしゃられていたと思うのですが、実際的に、あそここのところでどういう形態で雇用されているかという把握が、現在確実なものがとれておりませんので、できるだけ協力してその把握に努めるということで一応決めています。

○古沢委員

雇用対策に関連して、念のために教えてください。

労働債権の扱いなのですが、民事再生法上で言えば、一般優先債権として、再生手続によらないで労働債権は随時弁済されるというふうに言われているようなのです。

実は、民事再生法は労働者保護が十分ではないという見方も強くありまして、例えて言えば、担保つき債権などに優先して給料がもらえるのか、その逆で、担保つき債権などの方が優先して、事実上、給料は後回しでもらえなくなるというような地位にあるのか、労働債権についてはどうでしょうか。

○（経済）商工課長

労働債権の関係でありますけれども、民事再生法 122条の中に一般優先債権ということがうたわれております。

会社更生法の手続におきましては、一定範囲の労働債権は共益債権という形になっておりますが、民事再生手続の中では、一般先取債権が認められる範囲の労働債権は一般優先債権と言っております。これは、ともに手続によらずに随時弁済されるということになっております。

ただ、今おっしゃいました担保の関係につきましては、正確に確認をしておりませんが、聞いている範囲では、手続がなくても弁済されると聞いておりますので、その部分だけの確認はしておりますので、それだけは答弁させていただきます。

○古沢委員

おっしゃられたように、会社更生法では、共益債権は、更生債権に先んじて優先的に弁済を受けるんですね。ところが、民事再生法では、一般の優先債権とのくくりですから、例えば税債権もそうです。ただ、民事再生法で言えば、会社更生法と違って、税債権にしても、一般債権にしても、優先債権にしても、随時弁済を受けられる。ですから、税の滞納があれば、直ちに行政処分に入ってもいいというふうになるわけです。民事再生法で言えば。

しかし、もう一つ落とし穴があるのは、一般優先債権というのは、債権債務が確定したときより先んじて担保権つきの債権があれば、税金の場合もそうですけれども、そっち側が優先するのです。そういう点が起こり得るぞということを承知しておかなければいけないのではないかと思います。

私の質問はもうそろそろまとめなければ怒られますから、最後の一つ手前で、再開発事業全体にかかわって、各事業別の財政負担の状況についてどのようになっているか、お知らせください。

○（財政）財政課長

資料でお示ししておりますけれども、小樽築港駅周辺の地区再開発事業に係る財政負担は、まだ執行になってい

ない部分もありますので、あくまで見込みということでございますが、土地区画整理事業につきましては、総額で65億 732万円、港湾事業費につきましては69億 8,339万円ほど、公園整備事業につきましては1億 2,000万円ほど、下水道整備事業につきましては12億 6,170万円、市道整備関連につきましては7,281万円、トータルで149億 4,500万円になりますけれども、公管金で入ってくるものもありますので、差し引きいたしまして140億 1,200万円ほどとなっております。

○古沢委員

この点で言えば、昨日の一般質問、本会議の討論の中でも出ておりましたけれども、この100億に元利を合わせますと101億 7,000万円、この膨大な市債の償還が、この先、平成40年まで待っているのです。中でも、平成15年、再来年以降、毎年約5億円台の返済が迫られます。5億、6億、4億という返済が平成28年までずっと続きます。以下、少しずつ減ってきますけれども、最悪の場合、いわばこれだけの多くの借金が残されるということになります。この点は、きちっと承知しておかなければいけないと思うのです。

それで、質問は、別の機会もありますから最後にしたいと思いますが、マイカルとOBCの再生手続の先行きは、極めて不透明、不安定ではないかという問題について最後にお尋ねしておきたいと思います。

民事再生法の手続上から見れば、再生債権者は、大手金融機関や大口債権者によって債権者委員会を構成することができる。経営陣の再生計画に対して、この再生委員会は代案を提出するということも可能になっています。特に今回のように、会社更正法、民事再生法の取扱いをめぐる社長交代劇があったというふうに伝えられていて、その結果、第一勧銀等の主力金融機関と新体制が対立関係にあるのではないかというふうに言われている、そういう状況が一つあります。

つまり、これは、どのマスコミも、どの情報源も等しく伝えているように、新しい経営陣が早急に有力なスポンサー、金融機関をバックに見つけない限り、取引先の離反、これが急速に進んでいって、事業の継続自体のめどが立たなくなるというふうに言われています。再生計画案の策定自体が、こうした関係の中では難航するのではないか、場合によってはめどが立たなくなってしまうのではないか。そうすれば一気に破産です。こういう可能性もマイカル本体自身が持っている。

同時に、OBCについては、このマイカル本体の手続と、文字どおり、密接不可分といいますか、一体の関係にあるわけです。ですから、先ほどもビブレとの関係などにちょっと触れましたけれども、マイカル本体より以上に法的手続の進め方は不透明だと言わざるを得ない。仮に、言い方はおかしいですが、時間稼ぎ的に民事再生法の適用申請をしたとしても、マイカル本体自身の再生計画によってOBCの再生計画が立案できるか、できないかということにかかわってくる。文字どおり、マイカル本体自身が民事再生法の適用申請に踏み切るかどうかということ自体、近々の話自体、そういう関係というのは極めて不透明だというふうに言わざるを得ない。こういうことを、市長自身、行政側としての情勢判断として、ぜひ見ておく必要があるのではないか、そのことに基づいた対策を講ずる必要があるのではないかということを最後にお尋ねしたいのですが、いかがですか。

市長、どうですか。

○市長

これは、冒頭に申し上げましたとおり、本体の関係が大変重要でありますから、それはお話のとおりだと思います。

ただ、非常に難しいのは、OBCの大株主がマイカルですから、それとの関係でどうなっていくのかなというのは、我々としても本当によく注意して見ておかなければ難しいと。

ただ、今日あたりの新聞を見ますと、大和証券の関係のファイナンシャルアドバイザーといいますか、そういったところや、それから資金面の関係や、それから、R&Aなどの合併とか、そういった手続をされところがアドバイザーとしてついたというお話もありますし、あるいはまた、政府の方も、投資政策銀行を通して400億円なり

の資金援助をしていくというような一つの方向が見えてきつつありますので、私たちとしても何とかＯＢＣの存続を願っているわけですから、そういった状況をよく見ながら的確な対応をしたいなと、こう思っております。

○古沢委員

最後になります。

今のお話に関連しますけれども、長崎屋の場合はどうなっているかといいますと、アメリカの投資ファンド、ターベランスの支援を受けて再建中なのですが、今年の５月に出すはずだった更正計画案の提出が今延期されています。この11月になるのではないかというふうに言われています。この更正計画自身がそういう状況になっていますから、外資提携にそんなに期待できるかどうかという問題も含めて考えておかなければいけないと思うのです。外資提携の場合は、とにかくすり落とすものは大胆にすり落とすというのが手法ですから、あまりそういったところに期待をかけると、外資提携が進めば小樽がぱっきり切られるということにつながりかねないという問題も含んでいますから、そのことを最後に指摘して、質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐々木（政）委員

◎道立小児総合保健センターについて

まず、ご質問の初めに、道立の小児総合保健センターに関して何点か伺いをさせていただきます。

これは、改めて申し上げるまでもなく、この保健センターは、小児科専門の医療機関でございまして、小児科、小児外科、心臓、血管外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、さらにＩＣＵ、ＭＲＩ、言うなれば総合的な小児専門の病院であります。

この件については、既にご案内のとおり、1977年６月に診療を開始しまして、北海道でも唯一の専用病院であります。その誘致に当たって、小樽市の医療関係機関が総合的に誘致運動を展開した経過がございます。

銭函１丁目に建設をすることが決定しますと、多くの方々の用地関係、こういう方の協力と理解を得るために、私も地元議員として最大のお手伝いをさせていただいた一人でございます。完成いたしました時点については、ああ、よかったなということで、大変心から喜んだ一人であります。

それが、残念ながら、今度は、道の方の検討によって、札幌手稲にやむなく建設をしなければならない。これにつきましては、今申し上げましたように、銭函１丁目でございます保健センターを改装して、言うなれば手稲金山の方に統合する、こういうようなことが出てきたわけであります。

これは、昨年の11月17日に、小樽市に対して、札幌の公立肢体不自由児総合療育センターと合わせて一体化した建設を行うのだと、土地関係も６万平方メートル以上が必要だと。こういうことによって道有地を活用して一体的に整備を行う、これが、統合する大きな内容になっておるわけでありまして、この後、市長を初め、関係機関を挙げて、この存続方に最大の努力をしていただきました。さらに、代替地として、銭函４丁目に適地を提示いたしまして、そちらに移設ができないかと。その点は、申し上げましたように、肢体不自由児の総合的な療育センターも統合して、一体とした整備をそこでやっていただいたらどうか、こういう陳情も出されたわけであります。

今日までの経過について、存続についてどのように努力をしてまいられたのか。そして、その結果、道の方からは、その都度、どのような訴えがされてきているのか。今月17日の道新の夕刊にも、今申し上げましたように、札幌手稲に建設をする、そして小樽の保健センターは統合すると、こういう新聞報道等があるわけでありまして、もう既にこういうような報道が出たということは、道の方の見解として、最終的に決定をしたという感が深められるわけでありまして、この件について、所管の方ではどういうふうにとらえられていらっしゃるのか、経緯についてご説明をいただきたいと思います。

○保健所次長

今、佐々木（政）委員の方から、道立小児センターにつきまして３点ほどご質問がありましたので、順次お答えしたいと思います。

１番目の存続についての小樽市としてのこれまでの努力といいますか、どういうことをしてきたのかということでございますけれども、先ほどのご質問にありまして、本市銭函の道立小児保健センターにつきましては、昨年の11月、北海道の方から、この施設の老朽化と狭隘化ということから、今後の整備といたしまして、札幌市手稲区金山にございます、同じく道立の肢体不自由児総合療育センター、こちらの老朽化、狭隘ということで、この両センターを一体的に整備する、今後整備していくということで、本市銭函の道立小児センターを、6万平方メートルが必要ということで、違う場所に設置していきたいというお話がございました。

それで、昨年の12月、小樽市議会におきましても、ぜひ小樽市域に存続を願いたいという意見書が全会一致で可決されたものですから、それを踏まえまして、小樽市と市議会と一緒にしまして、昨年の12月に北海道知事に要望を行ったのを初めとしまして、本年の6月にも、小樽市と商工会議所だとか医師会、こういった方々と一緒になって、このときも市議会と一緒にしまして北海道へ小樽市域内に両センターを統合させた施設を設置してほしいということを要望してまいりました。また、そのほかに、私どもは、機会あるごとに、北海道の関係者の皆様に、この問題につきましてさまざまな要望をしてまいったところでございます。

そして、約10カ月近く、この問題につきまして道の担当者ともお話をしてきたわけですが、その中では、北海道の方からは、先ほど佐々木（政）委員からもお話がありまして、この両センターを統合した場合には約200億円近くの多額の経費がかかると。そういった観点から、ぜひ土地取得に当たっては、北海道が所有する土地の活用も十分考えていただきたいと、そういうお話もたびたび聞いておったわけです。そういった中では、要望している土地におきましては、小樽市域内への設置というのかなり厳しい状況にあったわけです。

そういった中で、道としては、今後の基本計画を現在まとめているわけですが、この中では、建設候補地の絞り込みをしていかなければならないと、そういう事情があったために、今週の月曜日でございますが、これにつきましては、公式に報道関係に公表したわけではございませんけれども、道の政策検討会議が開かれまして、その中で今後の両センターを統一した新しいセンターの建設候補地について、いろいろ議論されました。そして、その中で、札幌市手稲区にございます現在の道立肢体不自由児療育センターがございすけれども、その隣接地を両センターを統合した新しいセンターの建設候補地として決定しましたということで、同日、電話で連絡がございまして、詳しい内容はお聞きできませんでしたが、本日の午前中に北海道から公式にその内容の報告がございました。

この詳しい内容といいますか、17日の候補地決定の検討に当たりましては、これまで、北海道では、外部の有識者などからの意見や、実際に利用している方々の意見、それと、小樽市からいろいろ要望しておりましたので、小樽市の意見や要望を道庁内で十分検討して、それらを踏まえまして、最終的には、利用者の利便性、関係機関、これは北大、札幌医大との関係ですが、関係機関との機能連携や、緊急搬送、それから、最後は取得経費といえますか、土地を取得するか、しないかですが、こういった点などを最終的に考慮して、札幌市手稲区金山公宅用地、ここを最終の候補地として決定したということでございます。

ですから、北海道として、両センターを統合した建設候補地につきましては、残念ながら、札幌市手稲区が最終的に建設地と決定したというふうにお聞きしております。

○佐々木（政）委員

具体の全容についてお答えをいただいたわけでありすけれども、改めて言うまでもなく、救急医療の大きな影響、さらには人口の減少、それから雇用の問題などということで、このセンターが廃止されることによって大変幅広い影響が出てくるだろうと思います。

今のお話を聞きますと、既に、今日、改めて道の方から最終的なお答えが出たということで、存続について再考

を促すことはこれ以上はできないと、こういうふうな結果になるのだと思うのですけれども、そういう受けとめ方になるのですか。もう一度お願いしたいと思います。

○助役

ただいま説明申し上げましたことは、道の案として、最終的に、先ほど申し上げましたような理由で手稲の方に決めたというような話がございましたけれども、私どもとしては、今、佐々木委員もおっしゃいましたように、この施設がほかへ行くことによって、人口問題もそうですけれども、地域に与える影響が非常に大きいということ、今、あそこには職員も含めまして 200人くらいおられるということですから、そういったことで非常に影響が大きいわけですから、何とか小樽に残してほしいというお願いを再三やってまいりました。

しかし、先ほどのような結論の連絡をいただきましたけれども、私どもとしては、まだまだこれから考えられる手だてをいろいろな方面にしながら、粘り強く要望していきたいというふうに思っております。

○佐々木（政）委員

助役の方から、今後、さらにまた粘り強く存続について要請していきたいというご発言でございました。できるだけ、結果はどうなるにいたしましても、先ほど冒頭に申し上げましたように、小樽に最終的に決定をしていただいた経緯でこの病院が適用されたわけであります。そして、諸部を挙げて、皆さん方の総合的な要請に基づいてこれが決定をされたわけでありますから、ここを失うということになりますと、総合的なマイナスになり、経済的な面での影響も出てくると、そういうことも考えますので、あらゆる機関を網羅して、私は、この存続方について再考をしていただくように、道の方にも呼びかけをする必要があるのではないか、こう思っているわけであります。

加えて、現在地が手狭であれば、市長の方から提示されました銭函4丁目の候補地といいたうでしょうか、そういうような場所も提示しているわけでありますから、場所的には離れるかもしれませんが、あくまでも小樽市域の中に移動するだけの話でありますから。あったものをなくするということは、これは本当に大変な損失になりますことと、あわせまして、小樽市の経済的な影響ということも含めまして、さらに存続について努力をしていただきたいと強くお願いをしておきます。

◎ふれあいパスについて

この件はこれで終わらせていただきますが、もう1点、福祉部の方に、ふれあいパスの件について、提言も含めてちょっとご意見、ご質問をさせていただきます。

たしか、ふれあいパスがスタートいたしましたのは、平成9年にスタートをして今日に至っていると思います。間違えであれば訂正していただきますが、スタートいたしました時点で、現在のバス券と、それからJRを利用する、こういう両面でスタートいたしました。そして、現在に至っているわけであります。バスを利用する方は無制限です。さらに、JRを利用する場合は、塩谷の方と銭函と両面があるわけであります。たしか30枚か20枚だと思いますが、銭函は現在20枚ということで、JRを利用する場合は往復10回で終わりと、こういうふうになっております。

やはり、今申し上げましたように、バスを利用する方は無制限になりますのと、それから、JRを利用する場合は、往復10回で券がなくなってしまう。こういうふうなことで、これは、バランス的に合わないのではないかと。こういうように考えまして、当時ご意見を申し上げたのでありますが、スタートいたしました後、1、2年、経過を見て、どうしても見直しする必要があるればまた見直しをしてまいりますというようなご説明をいただいたのを記憶しておるわけであります。

今申し上げましたように、バス券とJRの券ではアンバランスだ、こういうふうに思っておりますので、市長は、たまたま本会議その他において、継続をしていきたい、しかし、財政的な限度もあるので、将来は、財政的な面が出た場合は一部負担ということも考えていただかなければならないということをししばしばお話をされておりますから、そういう点については私も十分理解をしておる一人であります。一部負担はその時点においてといたしまして

も、現行においてはアンバランスな状況にあるので、今、直ちにそれを是正するということは申し上げません。申し上げますが、一定の見直しをする時期というものが出てくるわけでありますから、その時点において結構だと思えますけれども、やはりバスを利用する方、それからＪＲを利用する方の利用内容というものを、今の状況でなくて、是正をしていただきたい、こういうことを強く要望をいたしたいと思います。

ご答弁があれば、考え方を含めまして、お答えいただきたいと思います。

○福祉部長

ふれあいパスに関してでございますけれども、ふれあいパスにつきましては、いろいろ課題があります。ただいまお話がありましたＪＲレールにつきましては、どのようなあり方がいいのか、こういうものを含めて、今後、課題の整理が行われていく中で判断をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木（政）委員

今の問題について、一つだけ内容を申し上げておきますが、銭函地区のことを申し上げますと、海岸線に面している町会が10町会ございます。これは、銭函駅に最短な距離に住んでおりますから、10町会の多くの方々はＪＲを利用する方が便利である。それから、山側の方々については、町内会が10ほどありますが、これは国道筋に面しておりますからバスを利用する方が利便性が出る、こういうふうなことがございます。今、私が申し上げているのは、特に海岸線に面しております10町会の方々が、今のところ、大きな不満があるのであります。けれども、ある一定の理解をしていただきまして、海岸線の方のかなりの方もバスを利用していただいております。こういうことでございますけれども、実際的には、海岸線の方は総じてＪＲを利用させていただきたいという強い願望がございます。

そういうことも参考までに申し上げておきますので、これからの検討の中で参考にしていただければと思っております。つけ加えて、お願いをしておきます。

○委員長

答弁は要らないですか。

○佐々木（政）委員

考え方があったら、お答えをいただきたいと思います。

○福祉部長

先ほども申し上げましたけれども、課題が結構あるものですから、その中で整理をしたいというふうに考えております。

後段のご意見は、十分、頭に入れながら整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○佐々木（政）委員

終わります。

○委員長

成田委員。

○成田委員

◎台風15号等の被害について

質問いたしますけれども、9月10日、12日にかけてですけれども、秋雨前線と台風15号によって、全国的に被害のあった時期なのですけれども、台風15号の大雨によって、小樽市内に被害があったと思いますので、どの程度あったのかということをお知らせいただきたいと思います。

○（総務）高野主幹

今回の秋雨前線と台風15号の影響により、3日間で130ミリを超える降雨量がありまして、市内に約80件の被害がありました。

内訳としましては、床上浸水２件、床下浸水２件、側溝のあふれ23件、道路破損１件、石垣崩落１件、がけ崩れ等３件、小さい川のはん濫11件、水洗トイレの使用不能13件、マンホールのあふれ13件、その他12件ということであります。

また、ＪＲにつきましては、11日の早朝にがけ崩れがありまして、札幌方面に向かうおおむね２キロぐらい先の方でがけ崩れがありました。朝の通勤列車につきましては、札幌方面につきましては一部徐行運転をしましたが、残りの列車については、午後４時過ぎまでが運休となり、市民の皆様に支障を来した状況であります。

○成田委員

がけ崩れ３件とあるのですけれども、どの辺の地域でしょうか。

○（総務）高野主幹

真栄と桜２丁目と勝納町です。

○成田委員

この雨に対応しまして、市内ではどのような対応の仕方があったのでしょうか。

○（総務）高野主幹

市の体制としましては、土木部、建築都市部、水道局、消防等で、災害の未然防止のために、道路、がけ地、側溝、あるいは宅造箇所などのパトロールを実施し、また市民からの通報に合わせまして、必要な対応をとっております。また、市だけでは危険な箇所について漏れが出て困るということで、消防団あるいは町会の方にも巡回をお願いしております。

○成田委員

また、この大雨をめぐって、今後の課題などについて、また、地域の住民が安心できる安全対策という形で何かありましたら、お願いします。

○（総務）高野主幹

今回の場合につきましては、風というよりも、雨が強かったということで、小樽市内についてはがけ地等が結構ありますものですから、北海道の管理するがけ、あるいは市が見守らなければならないがけということで、いろいろありまして、やはり、国あるいは道、さらには町会、さらに消防団ということで、皆さんとさらなる連携をとらなければ、やはり災害の未然防止には至らないのではないかとということで、今後の検討課題と考えております。

○成田委員

今後、引き続いて雨が多くなってきた場合に、地域住民の方々に安心できるような組織づくりというか、連絡網をつくっていただければと思います。

◎調剤薬局について

話題を変えます。

小樽市内の雇用対策にもつながるわけなのですけれども、調剤薬局の店舗数はどのぐらいあるのでしょうか。

○（保健所）総務課長

市内の調剤薬局数ということのご質問でございますが、薬事法に基づく届出のある薬局数は、ただいま成田委員のご質問の調剤のできる薬局数で申し上げますと、84カ所でございます。一般の販売のできる薬局数を含めまして123ということになっております。

○成田委員

調剤できる調剤薬局が、現状の中で、レセプトというか、処方せんで調剤する薬剤師を雇用できる調剤薬局、それはどのぐらいの人数になっているか、把握できているでしょうか。

○（保健所）総務課長

薬剤師と調剤の関係でございますが、ご指摘のように、薬事法に基づきまして、１日平均40の調剤数で薬剤師１

名ということになっております。ただいま申し上げました調剤薬局84カ所には、正確な数字ではございませんけれども、ただいま申し上げました薬事法の法律に基づく薬剤師の基準配置数から申し上げますと、おおむね 150名ぐらいの薬剤師さんがいらっしゃるというふうに考えております。

○成田委員

150名の雇用対策という形で、近年、調剤薬局は小樽市内にかなりの件数が増えていると思います。この件数が増えることによって、経済活動という形で効果があったのではないかと思います。経済の面ではどのような考えをお持ちですか。

○（経済）商工課長

以前にもご質問をいただいて、お答えしたというふうに記憶してございますけれども、確かに、近年、調剤薬局はたくさん増えてまいりました。特に小樽の場合には、ご存じの高齢化ということも含めてお年寄りが多いと。今、病院の数が多いということにも比例しているのだと思うのですけれども、そんな中で調剤薬局が占める雇用の部分でのプラス効果といいますか、これは当然のごとくあるかと思えますし、また、薬剤師さんだけではなくて、事務の方とか、主婦のパートの方も多く働いているというふうに聞いておりますので、それなりの効果といいますか、数字ではなかなか語れませんけれども、あるものというふうに理解をしております。

○成田委員

例えば、小樽病院が院外処方に切り替えた場合に、調剤薬局に雇用される人数というのは、かなりの人数が雇用される面が出るのではないかと思います。そういう面を見た場合に、やはり早い時期に、雇用対策として、経済効果をかねて切り替えていった方がいいと思いますけれども、部長に答えていただければと思います。

○（樽病）事務局長

今、委員の方から、経済対策といいますか、そういうことでご質問がありましたけれども、私ども病院といたしましては、国も進めております院外処方については、患者サイドのメリットもありますし、将来的な展望を考えますと、そういう流れになることについては承知をしております。

ただ、現行を考えますと、本来的にはやはり分業が主体となるわけでございまして、今の問題や、そういったことからいきますと、果たして患者サービスが向上するかどうか、市立病院として、患者を中心にとすることを考えますと、院内的にもまだまだ検討する課題もございまして、院内では、薬事委員会の下部組織の中に、医薬適正使用化検討委員会というのをつくっております、その中の検討課題の一つで、いわゆる院内処方について考えておりますけれども、今委員がおっしゃったことでいきますと、先ほど保健所の総務課長がご答弁申し上げましたが、今現在の基準からいきますと、処方せん45枚につき薬剤師1人と。私どもでいけば、入院で言えば70人に1人という基準がございまして、小樽病院が院外処方になったときにどのぐらいのキャパで薬剤師が行くかということについては、いろいろなケースがあると思っておりますので、ちょっとそれについてはお答えできません。

○成田委員

小樽病院の場合は、現在、薬剤師はかなりおりますけれども、その方々の雇用の面ということは、入院患者の服薬指導をすることによって、それはクリアできると思うのです。それで、新たに院外処方をすることによって雇用が生まれるということで、雇用が生まれることによって経済効果が出る、それがかなり大きい経済効果になってくると思いますので、ぜひこれを進めていただければと思っております。

◎公園づくりについて

また話題を変えますが、次に、公園づくりにかかわって質問をします。

昨日、松本（聖）委員の方から、公園づくりについて、公園は市民の憩える場所づくりだということで質問がありましたけれども、小樽公園、花園公園について伺います。

昨年の3定の私の質問で、庁内に再整備計画検討会議という形で立ち上げるという話が出されましたが、その中

で検討会議がされたのかどうか、お聞きします。

○（土木）公園課長

昨年、土木の若手を集めまして、まず３回くらいやっております。今回、各関係の課長方に集まっていただきまして、小樽公園再整備検討会議という名前でもって、いろいろな内容の検討をしております。

○成田委員

その検討会議の中で、ぜひ考えていただきたいと思うのは、人の集まる公園にしていってほしいので、交通機関を含めて考えていただきたいと思います。バス路線を加えると。それから、人の集まれるような、武道館づくりを含めて、剣道、弓道、柔道、空手という一括にした武道館をつくってはどうかということは考えられるでしょうか。

○（土木）公園課長

明治26年の開設でありますので、もう 100年以上たっております。使い勝手は大変悪くなっておりまして、市民の市街地にある大きな総合公園の位置づけになっておりますので、今後ともいろいろな会議をやっていきまして、今おっしゃられました交通網だとか、駐車場などの施設も検討を行っていききたい、このように考えております。

○成田委員

公園の隣接地にいろいろな施設があります。来年の３月で廃校になる東山中学の跡地はどのような考え方を持っているのか、お知らせいただければと思います。

○（企画）中塚主幹

ただいまの公園再整備の関連で、東山中学の関係については、代表質問の中でもご答弁させていただいているところでございますけれども、この跡利用は、今現在、庁内に検討委員会を設けてございまして、まだまだ基本的な事項を中心に検討しているさなかでございまして、具体的な考え方については、現在のところはまだ未定でございます。今後、各方面のご意見などを慎重に聞きながら検討していく、こういう段階でございます。

○成田委員

東山中学校は公園の隣接地ということで、立地条件も公園の緑地を生かした施設がつかれるのではないかと。また、老朽化している施設もかなりありますので、これも含めて検討していただければと思います。

◎旧手宮線のオープンスペースについて

次に、旧手宮線のオープンスペースについてですけれども、これは緑地帯として公園課が設計しているのですね。

○（土木）公園課長

今の手宮線に関しましては、位置づけ、方向性がまだ出されておられませんので、線路を生かしまして、今、公園課の方でもって遊歩道的なものをつくっております。

○成田委員

オープンスペースを遊歩道的な形で作っているという状況ですけれども、これは、地域の人たちと一緒にあって、地域ぐるみでオープンスペースを生かした形をつくっていただければ、地域の人たちというのは、自分たちの公園として大事にし、また、管理の方法もきちっとやれると思うので、地域の人たちと一緒にした形の共同の作業といいますか、パートナーシップをつくった形で進めていただければと思っておりますけれども、その辺はどのような状態になっていきますか。

○（土木）公園課長

分庁舎で説明会を行いましたけれども、公園課の方で絵をつくりまして、それを皆さんにご説明申し上げました。皆さん方は大筋で賛成してございまして、今、その中で、花壇、それから、つくった後の維持管理、それを町内会の方にやっていただけないかということでご説明を申し上げましたところ、内諾をいただきましたので、来年からはいい花壇ができるのではないかと、このように考えております。

○成田委員

それでは、楽しみにしながら、また地域のレベルアップというか、皆さんが張り合った公園がつかれるのではないかと考えております。

◎色内ふ頭公園について

次に、色内ふ頭公園についてお伺いしますけれども、色内ふ頭公園は、地区公園だとか、近隣公園、街区公園、この中のどの部分に当たって、どのぐらいの広さがあるのか、教えていただけないでしょうか。

○（土木）公園課長

色内ふ頭公園は、いろいろな種類の公園の中で地区公園ということで指定されて、一部開設しております。それで、3.7ヘクタールということで、平成元年から4年まで1期工事が1.3ヘクタール終わりました、現在、2.4ヘクタールの工事を行いまして、10月いっぱい完成の予定でございます。

○成田委員

この色内ふ頭公園の施設にはどのようなものがあるのでしょうか。

○（土木）公園課長

色内ふ頭公園は、下水道処理場のすぐ横といいますか、上の方に開設している公園でございまして、潮風がわたる憩いの公園というようなキャッチフレーズで、海が見えるというのがまず第1点です。すぐそばに郵船と新日本海フェリーの船も全部見えます。そして、大きなグラウンド、約1ヘクタールぐらいありますけれども、それは、多目的グラウンドとして、野球、ソフトボール、サッカー等で今は使わせております。

そして、その周りのところに公園・緑地を今つくっております、パーゴラだとかベンチ、遊戯施設、こういうものを今は設置しております。

○成田委員

この多目的グラウンドなのですけれども、これは野球ができるような施設でしょうか。

○（土木）公園課長

多目的ですから、いろいろなスポーツができるようになっております。だから、野球もできまして、今も使用しております。

○成田委員

野球をするにはバックネットがあった方がいいですね。また、多目的ですから、サッカーゴールはないのですか。ラグビーをやるのにポールがあるのですか。多目的グラウンドをつくるのに、多目的になるのか、今後、グラウンドを多目的に使えるような構造に切り替えていく考えはありますか。

○（土木）公園課長

野球のバックネットは、そこの花園公園のような大きなものはついておりませんが、私もあそこで野球をやりましたが、大人が使う分には大した問題はないのではないかと思います。

それと、サッカーですけれども、社会体育課の方でサッカーゴールをあそこに置いておりますから、今回も何回か大会を行っております。

ただ、ラグビーゴールに関しましては、下に貯留槽のような下水道施設が何メートルかありますので、ちょっと難しいのではないかと、このように考えております。

あとは、大体の面積がありますので、あそこで遊んでいただくことには差し支えないと思います。

○成田委員

それでは、色内ふ頭は多目的に使えるということで理解してよろしいですね。

◎手宮公園について

それでは次に、手宮公園について、公園シリーズでお願いします。

手宮公園の面積と、その中にある施設をお知らせください。

○（土木）公園課長

手宮公園は、総合公園という位置づけで、明治33年に開設しております。手宮の陸上競技場及び栗林及び手宮の緑化植物園、このような３面の顔を持っておりまして、市民に親しまれている公園と考えております。

○成田委員

面積はどれくらいありますか。

○（土木）公園課長

19.7ヘクタールです。

○成田委員

その中で、展望するところもありますね。また、管理もきちっとできている面もあるのですけれども、緑地会が使用している面もありますが、また栗公園として市民の皆さんが楽しめる部分もあると思います。生かされた公園の一つではないかと思えます。

◎潮見台公園について

そのほかに、隠れた公園が一つありまして、潮見台の五百羅漢の上の方に潮見台公園というのがあるのです。この潮見台公園はどの公園の位置づけになりますでしょうか。

○（土木）公園課長

潮見台公園は、潮陵高校の上の方にありまして、潮見台の浄水場のすぐ裏に、昭和30年に開設しております。面積が 1.7ヘクタール、近隣公園という位置づけでございます。

○成田委員

昭和30年に開設されまして、これは失対事業で昭和58年に整備されたことになっているのですけれども、昭和58年に整備された後、その後、手を加えられたでしょうか。

○（土木）公園課長

失対の工事で、下の方に小グラウンド、それから、上の方には桜の園がありまして、5月の桜の時期には皆様方にお集まりいただいておりますけれども、その後、場所がちょっと郊外ということもございまして、市民の方はその時期以外はあまりたくさん行っておられないという現状でございます。

○成田委員

あそこは景勝地なのです。上から見る港はすばらしい景勝地なのです。今まで手をつけてもらっていなかったことが幸いするぐらい、いい場所なものですから、ぜひ小樽の観光の一つとして使えるのではないかと思います。また、パークゴルフには一番いい場所ではないかと思います。 1.7ヘクタールあると十分ではないかと思いますけれども、1.7ヘクタールあると18ホールできるでしょうか。

○（土木）公園課長

周りの眺望なののですけれども、高い木がございまして、たしかあれは公園用地の中に入っていない、民有地のはずなものですから、木を切るということになりますと、OKをいただければ難しい問題だと思います。

それと、パークゴルフ場としましては、 1.7ヘクタールありますけれども、3分の1くらいはのり面、斜面になっておりますので、平らなところが大体そのぐらいあれば、面積的にはパークゴルフも18ホールぐらいはできるのではないかと、こういうふうを考えております。

○成田委員

公園課長は知らないのではないですか。パークゴルフ場というのは斜面がかなり深くて、平らの部分より斜面の方がいい。

○（土木）公園課長

ある程度の斜面でしたらいいのですが、その斜面を超えておりますので、なかなか地形が複雑で、つくれるかと

いう可能性がありますので、現地を調査しなければならないと思います。

○成田委員

斜面は生かせると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、潮見台公園の隣接地に潮見台浄水場があるわけです。潮見台浄水場も平らな土地を使ってやっていますので、その敷地も利用した形で検討していただければと思っています。

潮見台浄水場はどのぐらいの広さがあるのでしょうか。

○（土木）公園課長

先ほど、浄水課長の方に聞いておまして、2.4ヘクタールあるということでございます。

○成田委員

2.4ヘクタールを生かした形で、1.7と足せば4.1ヘクタールになるわけです。これがあれば十分に36ホールでなくても、27ホールあると思うのです。潮見台は人の集まらない地域なものですから、できれば、あそこへ日の当たる場所をつくっていただきたいと思います。私も2年前に選挙に出まして、何とか日の当たるところに出れまして、そういう立場で今、その辺を含めて考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

答弁は必要ですか。

○成田委員

水道局に。

○水道局次長

今、潮見台浄水場の2.4ヘクタールの話が出ておりますけれども、あれは簡素化ろ過地と言って、日の当たらないところです。水をこす施設がありまして、遊びと水道とでは、やはり市民の皆さんは水道の方が大事だと思いますので、せっかくのご提案ですけれども、無理と思います。

○成田委員

浄水場も、かなり古く、明治の建物ですね。大正2年ですか、大正11年ですか。あそこに八角形の建物をつくって、歴史的な建造物にもなっていますので、あれも観光の一つとしても考えられるなと勝手に思っていました。そこで、そこを含めた観光名所にして、パークゴルフ場をつくったらいいなど、そういうことも勝手に考えていましたので、その辺も皆さんに考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎焼却処理施設について

環境部にお伺いします。

焼却処理施設についてお伺いしますけれども、北後志5町村の現在のごみ焼却処理の焼却量はどのぐらいになっているのでしょうか。

○（環境）金田副参事

北後志5町村のごみの焼却関係でございますけれども、北後志4町が共同で衛生施設組合による焼却処理を実施しております。また、赤井川村が独自焼却、積丹町が一部のごみを独自に焼却するということで、3本立てになっています。

この焼却炉でございますけれども、共同処理している部分が10年度実績で1万4,300トンあまり、それから赤井川村と積丹町で約1,200トン程度でございますので、合計で1万5,500トン程度になっております。

○成田委員

また、それぞれの町村でダイオキシン規制の対策は、どうなっているのでしょうか。

○（環境）金田副参事

ダイオキシン対策規制の関係ですけれども、平成14年12月1日から規制が強化されますが、それぞれ、北後志衛

生施設組合については、小樽市と共同で広域処理を行う焼却炉の完成までの間、暫定的な措置として焼却炉を改造して対策を実施するというふうに聞いてございます。積丹町、赤井川村については廃炉をするというふうに聞いております。

○成田委員

北後志の各町村が独自で焼却施設をつくるというのは可能なのでしょうか。また、北後志町村全体での焼却炉はどの程度なのか、経済の面から見てもどうなのか、どうでしょうか。

○（環境）金田副参事

北後志の各自治体が、それぞれに焼却施設を建設するかどうかというお尋ねですけれども、ダイオキシンの対策だとか、そういったものができる24時間連続焼却炉をそれぞれ建設することについてのごみの確保、それは難しいなど、こういうふうに考えてございます。

それで、この全体のごみの焼却炉ですけれども、広域処理基本計画の中では、北後志全体で1万1,953トン、これを1日の焼却量に直しますと全体で約44トン、こういうふうになってございます。

経済的な面ですけれども、それぞれ小さくても建設にはお金はかかるものですから、建設場を含む広域指導もございますので、自治体ごとに建設を行うということは難しいかなと、こういうふうに考えています。

○成田委員

国は、このダイオキシン対策の中で、公共事業を効果的に実施するという面から、広域化と24時間で100トン以上の焼却施設の建設を指導しているわけなのですけれども、そのわけはどのようなのでしょうか。

○（環境）金田副参事

広域化の指針でございますけれども、そもそもダイオキシン類対策の24時間連続焼却というのは800度以上の高温で安定焼却すると。そのために、ごみ量が不足する近隣の自治体が共同で処理するというのが考え方の基本でございまして。

それで、100トン以上の焼却施設の建設なのですけれども、厚生省の指導では300トンが望ましいと、こういうふうに言っていますが、最低でも100トン以上となっております。100トン以上の焼却係数ですけれども、補修などがありますので、1炉が休止する場合には1炉は運転する、こういった条件で、24時間で50トン焼却するのを2機建設することです。24時間で50トン焼却するような焼却施設の規模であれば、ごみを安定的に供給できると。その時間、時間で定期的に定量のごみを供給できる。また、先ほど言いましたダイオキシンが分解する温度といいますか、対策の温度で800度以上、こういったことも安定して維持できる、こういうことで100トン以上ということで指導をされております。そのためのごみの確保の広域化指導、こういうふうに聞いてございます。

○成田委員

そうすると、今の答弁を聞いていると、極端な大型炉でもなくともいいという印象を受けるのですけれども、後志の規模では、広域化処理は、当然これは広域化でやっていかないとできないことではないかと思えます。

このことについて、部長はどういうふうに考えておりますか。

○環境部長

大型、小型、中型という区分的なものというのは特にありませんけれども、広域処理というのは、先ほどから申し上げていますように、あくまでもダイオキシン対策というのが第1点から始まっているということでございまして、ダイオキシン対策のためにある一定のごみ量を確保しなければならない、ということで広域化ということになりますので、そのごみに見合ったような焼却炉といいますか、そういうものをつくる必要があると。先ほど、副参事からは、厚生省では300トン以上という目標がありますけれども、最低限で100トンということですから、その中で処理するようなものを、ごみの量に合わせてつくっていききたいというふうに思っております。

○委員長

成田委員、いいですか。

それでは、自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後３時12分

再開 午後３時30分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

市民クラブ。

○松本（聖）委員

◎ごみ焼却処理施設について

よろしくお願いいたします。

終了目途が５時ということでございますので、手短に、要点をかつまんで質問させていただきます。

今日、皆さんのお手元に資料が届いているかと思います。「見積書」と書いた資料でございます。これが、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会様あてということになっております。制作者は、財団法人日本環境衛生センターでございます。日付が平成12年11月7日となっておりますが、まず、これが小樽市に届いたのはいつであったのかからお尋ねいたします。

○（環境）金田副参事

事業計画等策定のプロポーザルに伴っての資料でございますので、成果品が来た段階で届いたかに思っております。

○松本（聖）委員

今日の資料の３枚目に収発件名簿の写しがついておりますけれども、その成果品は、これから読み取れることろでは、11月29日、全都清第 189号という書類です。これが、私どもの認識では成果品が届いた日と考えておりますが、それで間違いありませんか。

○（環境）金田副参事

11月29日に間違いございません。

○松本（聖）委員

この見積書のあて先が推進協議会ということになっておりますけれども、そうしたら、これはどのような経路で届いたのですか。

○（環境）金田副参事

先ほど申し上げましたとおり、プロポーザル策定経過の中で全国都市清掃会議が６業者に対して、リース提案とあわせて見積書の提出を求めていますので、この見積書につきましては、全都清側に提出された、このように思っております。

○松本（聖）委員

それで一つ納得できるのですが、収発件名簿にこの書類が載っていないのです。この見積書が届いたという証拠がない。すなわち、今、金田副参事がおっしゃるところの全都清第 189号という書類に一括して含まれてきたのだという主張ですが、その認識で間違いはないですか。

○（環境）金田副参事

書類の体裁は記憶にございませんけれども、同日に成果品とともに届けられたというふうに考えております。

○松本（聖）委員

成果品の中に含まれるべき書類なのですか、これは。全く別な性格なものと判断した方がいいのか、それはどちらですか。

○環境部長

先ほど副参事が申し上げましたように、全都清にプロポーザルのお願いをした中の一つということですから、成果品の中のものと認識しております。

○松本（聖）委員

もう一つ、これについてお尋ねしますけれども、2枚目に「見積内訳（Ⅰ）」とあるのですが、あえて「（Ⅰ）」と言っているということは、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとあるのでしょうか、それが何でついていないのか。もしくは、本当になのか、それをまずお答えください。

○（環境）金田副参事

見積内訳は、このほかに詳細を記載したものがほかにございます。

○松本（聖）委員

見積内訳書を出してくださいというお願いを理事会の場でしたのですね。一部を隠す理由は何でしょうか。

○（環境）金田副参事

そのほかの部分につきましては、それぞれ日本環境衛生センターが見積もりするに当たってのノウハウだとか人件費関係、そういったものが記載されてございますので、そういったものについての書類を提出することは、全都清の方にも確認しましたところ、その部分については好ましくない、こういう形でご返事いただきましたので、その部分については割愛をさせていただきました。

○松本（聖）委員

了解しました。いろいろ企業秘密の部分がありでしょうから、無理にとはいいません。

それで、私ども市民クラブでは、何度か、情報公開条例といいますか、市条例に基づいた情報公開をお願いしておりました。本件といいますか、桃内の一件に関しては、最後に情報公開をお願いしたのは、平成13年、今年の2月20日でございます。その前が平成12年9月25日です。2月20日の時点で何をお願いしたかといいますと、このコンサル特定に関することの一切の書類ということでお願いしていると思うのです。すなわち、すべてのという意味です。閲覧をさせていただきまして、必要なものに関しては写しを交付されております。これが成果品と一緒に入ってくる性格のものであると先ほど環境部長はご答弁されましたが、私は、今日初めてこれを拝見いたしました。成果品自体は、情報公開条例に基づいて情報公開をお願いしたときに拝見してございますし、写しも交付されておりますが、その中にこれはございません。なぜ入っていなかったのか、詳しくご説明を願います。

○（環境）金田副参事

私どもの全くの失念でございまして、まここに申しわけないというふうに考えております。

○松本（聖）委員

成果品と一緒にくっついてきたものですね。これだけ横によけておいたのですか。これはどうやって保存されていたのですか。

○環境部金田副参事

これについては、別に保存をされてございます。

○松本（聖）委員

中身を見ますと、そんなに、あえて隠すようなものではないと思うのですが、でも、出てこない。これは、どうなのでしょう。情報公開の対象にならない文書というわけではないですね。ただ単に、今おっしゃったように、忘れていたのだということなのですね。

○（環境）金田副参事

今まさにご指摘のように、単純に忘れていた、こういうことでございます。

○松本（聖）委員

その情報公開条例の趣旨といいますか、どうなのでしょう。忘れていたで単純に済ませていいような趣旨の条例なのですか。これはどなたに聞けばいいのでしょうか。総務でしょうか。

○環境部長

2月10日にコンサル特定に関する一切の書類ということで情報公開の申請をしたということがございますから、当然、これも入ってしかるべきなもの、今現在は考えております。ですから、失念したということは言語道断だろうというお話ですけれども、私としては全くそのとおりですけれども、そのときには完全に忘れていたということなので、そういう状況についてはまことに遺憾だと思っていましたし、今後、そういうことがないように十分気をつけていかなければならないと思っております。

○松本（聖）委員

つぶさに信用できないのです。これだけが別なファイルにとじられていたわけではないでしょう。いろいろな書類と一緒に入っていたと思うのです。

聞いていいですか。これはどんな形態で保存されていたのですか。

○（環境）金田副参事

チューブファイルの方に、こちらの部分はとじてある、こういうことでございます。見積書の分だけチューブファイルの中にとじてあった、こういうことです。

○松本（聖）委員

なるほど。随分、上手にコピーをとられましたね。チューブファイルにとじていたら、チューブの穴があいているはずなのだけれども、これは穴の跡すらないですね。最近のコピーは性能がいいのですかね。そういうことにしておきましょうか。チューブファイルというのは2穴のやつでしょう。穴があくやつですよ。これは穴があいていないですね。いろいろな資料をコピーしてもらっていますけれども、コピーをとると穴の跡が写っているのです。これだけついていないのですけれども、そういうことも含めて、言っていることは信用しましょう、うそだったと言うわけないのだから。今、副参事のおっしゃったことは信用しますよ。

でも、そういうことをされると、本当にただ忘れていたのかもしれないけれども、何かうそをついているのではないかなとか、隠しているのではないかなと疑問に思うわけです。不審に思うわけです。一つそういうことがありましたら、一事が万事、全部うそに見えてくるのです。そうは思いたくないのです。皆さんは、一生懸命に日々の仕事をこなしておられることは十分に認識しておりますが、こういった事件といいますか、こういうことがありますと、すべてが疑問に思えてきてもしょうがない話でしょう。市民もそう思いますよ。事実を知らないからだれも文句を言わないだけで、この場にいたら疑問に思う人は結構いっぱいいると思うのです。そういう認識を持って仕事をされていますか。

○環境部長

仕事に当たっては、ご指摘のとおり、2定でもお話をしましたけれども、常に緊張を持つてするということが大前提でございますので、そういう考えで仕事はしています。

ただ、今回の件については、現実には単純な忘れということですので、ご指摘についてはそのとおりなので、今後、十分に心して業務を推進していくということであります。

○松本（聖）委員

情報公開条例の趣旨といいますか、そこをまだ伺っていないのだけれども、忘れていたで済ましていいような条例なのですか、これは。

○（総務）総務課長

当然、情報公開条例は、公開請求する市民の権利を守るという趣旨になっておりますから、本来、そういうことがあってはならないわけです。今のお話を聞いておりますと、一切の書類ということで、具体的に何々、何々と並べていけば、またこんなことはなかったのかもしれませんが、一切の書類という形の中で忘れたということは、逆に言いますと、今、条例の趣旨から申し上げますと、住民の知る権利というか、条文でははっきりそこまで書いておりませんが、そういう趣旨でつくっている条例ですから、住民の側の権利が十分に実現されなかったことになるということは認めざるを得ません。

○松本（聖）委員

そうですね。資料を要求する方は、何があるかわからんわけですから、どれとどれなどと言えるわけではないではないですか。そんな不可能なことを市民に要求しても、それは無理な話です。全部見せてくれ、その中で必要なのはコピーをもらうからと言うしかないではないですか、何があるかわからないような場合は。それでもこういうことをされるのだから、あえて隠べいしたのだろうと言われたってしょうがない話でしょう。本当は忘れたのかもしれないけれども。

○（総務）総務課長

今おっしゃるとおりで、住民の方、請求される方は、役所にどんな文書があるのかというのは、文書の一覧表を見てやるわけですが、松本（聖）委員がおっしゃるとおり、どんな書類があるかわからない。今現在、どんな書類があるのかということはわからないわけですから、一切の書類ということで実際にも請求されるケースが何件かあります。そのときに、今のような形で、忘れていたという形になりますと、これはやはりちょっとまずいということは認めざるを得ません。

○松本（聖）委員

環境部に限らず、他の部署においても、条例の趣旨にのっとって、きつく指導していただくようお願いいたします。今後このようなことがないようにお願いしますよ。お願いしますね。

○総務部長

この条例の趣旨は、今、課長からお話し申し上げたとおりでございますので、私たち担当の方としても、担当部といろいろ協議をしながら、今後は注意して進めていきたいというふうに思います。

○松本（聖）委員

ここからが本題なのですが、資料にちょっと戻ります。

金額が 6,381万 2,700円、この内訳が 2 枚目に書いてあるわけです。先日の斉藤裕敬議員の代表質問の中でも、この件については市長にお尋ねしているわけです。負担の割合が市長の答弁の中にございました。これでいきますと、これに関しては、道の補助金が 500万円入ってくる。小樽市の持ち出しは、調査費については80パーセント、資源化・リサイクル施設と破碎施設は全額、これは建設費ですね。それで、調査費の80パーセントというこの根拠は何なのですか。

○（環境）金田副参事

実際に、明細書の関係でありますけれども、大体、何回かご説明申し上げますけれども、北後志全体の中でも、ごみの量というのは小樽市が大体80パーセントを占めている、こういうことから8掛け、80パーセントという形でございます。

○松本（聖）委員

この3つの施設、リサイクル施設と破碎施設と焼却炉、これは一体として調査していますね。わかります。破碎施設とリサイクル施設に関しては小樽市が全部持つのだ、焼却炉の分については80パーセントだけでいいのだと。すなわち、調査費についてもそういう割り振りは言えるわけですか。

○（環境）金田副参事

やり方は、調査費の場合と建設費の場合は異なることがあるかと思いますが、同じような形で割り振りする必要があるというふうに考えております。

○松本（聖）委員

それで、ますますわからないのだけれども、この内訳書を見てください。施設整備事業計画の策定とか生活環境調査書の作成だとかと書いていますね。これは施設ごとに書いていないのだけれども、調査の項目ごとには書いてありますよ、３施設まとめたの。けれども、施設ごとに書いていないわけだから、どうやって施設ごとの金額というのをここから見出すのですか。

○（環境）金田副参事

この見積もりの一括の関係でございまして、一体建設が基本でございまして、発注自体も広域連合が全部の３施設を建設する、それから調査をするということで発注をしているもので、コンサルの方にも一括の見積書が提出されているかと思えます。

ただ、この中でも、それぞれ共通する項目だとか、焼却処理施設単独でやってもどの程度かかるとか、それぞれコンサルタントは十分承知しているかなというふうに考えております。

○松本（聖）委員

その 100パーセントだの80パーセントなどという割り振りは、この財団法人日本環境衛生センターと言うのですか、ここがやってくれるのですか。

○（環境）金田副参事

当然、これも予算化をする段階では、６市町村分の分担が出てくることになりますので、それぞれ６市町村間で協議するためにも、コンサルタントなり、あるいはリース料をお願いしている全国都市清掃会議にも相談して、その内容について調査をするといいますか、中身を精査していきたい、こういうふうに考えています。

○松本（聖）委員

済みません。ちょっと聞き漏らしたのかもしれないけれども、もう１回お願いできますか。環境センターが出してきたものを精査するのですか。

○環境部長

この見積もりは、日環センターの見積もりであります。この中で、当然、３施設にかかわるものがありますので、その３施設について、これは見積もりしたところに、どういう割振りになるのかということをお願いすることになります。そして、出てきたものについて、それが妥当なのかどうかというのは、当然、我々で検討しなければならない。ただ、従前から申し上げますように、100パーセント我々の方になるわけではありませぬので、いろいろと技術的な指導を受けて、全国都市清掃会議と相談しながら、それについて妥当なのかどうかということについて、推進協議会の中で判断していきたい、そういうふうに思います。

○松本（聖）委員

すなわち、それでは、全都清なり日環センターなりが、具体的に割振りの仕方というか、根拠というか、その根拠を示した上で金額を割り振ってくる、それに対して、小樽市側としてはそれをきちんと精査して、納得のいくものであったならお支払いするということなのですね。

その根拠というのはいつごろお示しいただけるのか。それは、きちんと文書なり何なりで示してもらえるものなのですか。

○環境部長

もちろん、数字が出てきて、言葉は悪いですがけれども、やっつけ仕事というわけにはいきませぬので、当然、その数字が出てくれば、どういう根拠でこういう数字の割り振りになったのかということはお聞きしなければなら

と思います。ということは、他の５町村にもそういう状況を説明しなければならない。それから、先ほど言いましたように、全都清との協議もしなければならないということですから、その根拠について明示していただいて、それについて議論をしていきたい、こういうふうに考えております。

○松本（聖）委員

部長のおっしゃるとおりなのですね。小樽市を含めて、他の５町村も、指数まで入れて、きちんと納得のできる数字でなかったら払えないですね。何かわけがわからないけれども、どんぶり勘定で割り振った、何割、何割だと言われたって、そんなことでは各議会は納得しないと思うのです。きちんと根拠のある割り振りの仕方をお示しただけ、近い将来というか、近々にお示しただけということで約束いただけるのですね。

○環境部長

これは、当然、もしと言ったらおかしいですが、地元からの同意が大前提になりますけれども、地元の同意を得て、この調査物が進むということになると、予算が絡むものですから、予算を提案するときに、当然、数字も出てくる、その根拠も出てくるということです。

ただ、数字の積み上げは、先ほど資料の関係のところでご説明しましたけれども、ノウハウといいますか、例えば技術料が幾らだとか、そういうことの中身についてまで果たして精査できるかどうかというのは、これから日環センターなり全都清なりと相談していかなければならないと思いますけども。

いずれにしても、その根拠たるものが、我々が妥当と思えるような根拠になるものは、当然提示をしていただくと。そして、それが出てくれば、予算を計上するときに公開する、こういうことは言えると思います。

○松本（聖）委員

それでは、地元の合意が得られた時点で前に進むのでしょうか、その時点できちんとした、だれもが納得できる算出根拠を示してください。予算が出てくるのでしょうか。うなずいていらっしゃるけれども、うなずくと議事録に載らないものですから、示してください。

○環境部長

はい。先ほど申しましたように、それはしなければならないと思っています。

○松本（聖）委員

わかりました。

近い将来、出てくるのを楽しみにしておりますが、この仕様書を見る段階においても、難しいと思うのです。どうやって割り振るのか、僕の頭ではちょっと考えられない、この出し方ならね。そう思います。何とぞ、将来、わかりやすいご説明をお願いしたいと思います。

それで、一体で建設するとおっしゃっておられましたね。見積書も推進協議会名で来ているのですが、そうなりますと、施主さんというのか、その３施設を建てるに当たって、２施設は小樽市だけで使うものですね。焼却施設に関しては広域処理で使うということになりますけれども、発注の主体というのはどこになるのですか。

○環境部長

広域の考え方は、この３施設とも広域行政が主体となると。これは12年３月の計画の中で明示されていますので、主体はあくまでも広域行政と。今の段階ですと推進協議会になりますけれども、その後、広域連合に移るということであれば、広域連合が主体になると、こういうことでございます。

○松本（聖）委員

わかりやすいように、将来を見越して広域連合という言葉を使いましょうか。それでは、広域連合でこの３施設を運営していくのだと。当然、起債があるわけですね。債務を負担しなければならないわけです。これは３施設一体として建設するのだから、広域連合で、起債の枠はその何パーセントでしたか、95パーセントでしたか。国の補助金が４分の１、残額の95パーセントが起債と。この債務者というのは広域連合になると。

○環境部次長

先ほど来言っておりますが、今回お示しした数字は、あくまでも概算ということでございます。例えば、産廃分だとかが一部入ったりした場合には、若干、負担率が変わることもあると思います。ですから、約という形のものでございます。

○松本（聖）委員

金額の大小に関しては、今は問題といたしません。

それで、全額がというか、4分の1を控除した残りの95パーセントがすべて広域連合の債務という形になるわけです。他の5町村は、全く使わない施設に対する債務を負担するという形になりますが、いかがでしょうか。私の認識は間違っているのでしょうか。

○環境部次長

その場合にありましては、それぞれのいわゆる起債償還額といいますか、こういったものが、また各施設ごとにきちっとした偏差値の中で分担される、整理されるというふうに考えてございます。それに見合った形でそれぞれの母体が負担をしていくことになるだろうと。また、母体が負担をし、負担金を払って広域連合から起債償還に充てる、こういった流れになるだろうというふうに考えてございます。

○松本（聖）委員

広域連合という一つの団体として、その全額を、95パーセントなり、起債したものの全部を負担する形になりますね。実際の支払いというのはそれぞれの負担割合で発生するのだろうけれども、債務負担ということであれば全部一緒くたでしょう。それぞれの施設ごとに分けて起債するわけではないですよね。

○環境部次長

そのあたりの具体化につきましては、これからになります。例えば、3施設をそれぞれ分けた起債の形になるのか、あるいは一体になるのかは別にいたしましても、先ほどから言っておりますように、一体の建設、そしてそれが広域連合から発注されるという形になりますと、今おっしゃるように、広域連合の債務になる、このようになります。

○松本（聖）委員

それでは、小樽市は、広域連合でつくった建物をどのように利用するのですか。広域連合でつくったのだから、ほかの5町村が、リサイクル施設だとか、破碎施設だとかを使いたいと言えば、負担すれば使えるわけなのですか。

○環境部次長

平成12年3月にできました基本計画の中では、まだ具体的な使用方法のあり方については詳しく言及はしていません。ただ、やはり、一方で、そういった施設も他市町村の使用があるという場合においては、やはりそういったこともまた具体的な協議をしていかなければならないだろうと。今の段階から、これはこうです、あれはこうですというところまでは、言及できる段階ではないと思います。今後、具体的な計画の中で煮詰めていかなければならないことだ、こういうふうに考えています。

○松本（聖）委員

具体的な計画を立てるに当たって、その処理能力というのがありますね。必要以上にでかいものをつくる必要はないわけだし、必要よりも小さければあふれてしまうわけだし、それは、だれがどれだけのごみを持ち込むかによって、その処理能力というのを決めなければならないわけでしょう。それは、この計画の前の段階でしょう。違いますか。今決まっていなかったら計画の立てようもないではないですか。

○環境部長

施設の利用についてですけれども、基本計画の中では、先ほど松本（聖）委員もおっしゃったように、焼却施設については6市町村で使いましょうと。それから、資源・リサイクル施設、それから破碎施設については、他の町

村で現在資源化・リサイクルの施設もありますので、そういうものの中で小樽市が単独で使用するというふうに位置づけられています。ですから、他の町村が負担金を払って使えるのかという話については、遠い将来と言ったらあれですけども、将来的にはそういう話もあるかもしれませんが、現在出発する段階ではそういう形にはなっていないということになります。

○松本（聖）委員

小樽市は、広域連合に、使用料といいますか、リース料といいますか、そういったものを払ってここの施設を使わせてもらうという形態になるのですか。ちょっと素人みたいな質問で申しわけないですけども。

○環境部長

この広域については、それぞれ負担割合を持って構成するわけです。ですから、施設の建設費、例えば先ほど言った調査費だとか建設費だとか、そういうものについては、それぞれの負担を持ち合ってやるということです。最終的に、負担を持ち合って、例えば資源化・リサイクル施設の建設の負担分を小樽市が持っていったときに、それをもって、あとは管理運営ということが出てくると思うのです。管理運営については、今はまだ具体的にどうするかという話はしていませんので、それについて、どういうふうな管理運営をするかによって、小樽市がさらに使用料を払うのか、建設負担金を負担していますので、そういうことで管理負担は小樽市に任せるのか、全部を連合でするのかということについては、今後の議論になるのだらうと思っております。

○松本（聖）委員

一体の施設だということですから、職員もあっちを見たり、こっちを見たり、そこだけということにはならぬのだと思うんです。ここで何十人働くかわかりませんが、そうなりますと、その方々は、広域連合の職員という形になりましょうから、そこからお給料が出るわけですけども、小樽市単独で使っている部分で働いている分と、焼却炉に行っている分と、わけがわからなくなってくると思うのです。どこからどこまでと線引きできないものですね。そこに入るたびにタイムカードをがっちゃんがかっちゃん押して歩くわけではないでしょうからね。

そこら辺の整理をきちんとしていかないと、先々、負担割合の兼ね合いで周辺の5町村とひずみが生じてくる可能性が大いにある。そんなことでごちゃごちゃもめている広域連合は、全国を見ると何カ所かあるみたいですから、その辺も考慮して、負担割合というものはきちんとした算出根拠をもってお示し願いたい。それをもってして、皆で考えていきたいと思っておりますので、何かわけのわからないどんぶり勘定みたいなもので示されても、我々は考えることすらできませんから、算出根拠をきちんと、細かくこれからもお示しいただくという約束をちょうだいしたいと思います。

○環境部長

これも先ほどから何回も言うておりますように、順番といいますか、まず調査物についてどういう負担割合にするか、それから、連合を立ち上げるときに、連合に対する負担の割合をどうするのか、それから、建設について負担の割合をどうするのか、それから、その後の管理運営についての負担の割合をどうするのかということを、その都度、各町村と協議しなければならないと思います。これは各町村も税金を使うわけですから、松本（聖）委員が言ったように、どんぶり勘定でいいよということにはならないと我々も認識しておりますので、その都度、ご提示できるものと考えています。

○松本（聖）委員

ぜひとも、事前に、早目、早目に教えてください。

というのは、こうやって決まりましたよ、他の5町村に知らせましたよ、金額はこうですとなってから、もめて、もめて、何だその算出根拠はという話になって、実は負担割合が違ったのだというふうに周りの町村に迷惑をかけることのないように、事前にこの議会でもめるだけの時間的な余裕をもってお示しいただきたいなど。もうにっち

もさっちもいかないからこれで勘弁してくれなどという、今まであったような答弁はもう聞きたくないです。我々は環境部には何回もお願いしています。早目、早目に相談してくれ、早目、早目に資料をくれと、何事についてもお願いしていますので、その点についてもご考慮いただきたいと思います。

○環境部長

これも、逆に、私の方からお願いと言ったら変な話ですけども、ただ、提示できるものとできないものは当然出てくると思います。ということは、まず5町村である一定の方向を決めないと、各町村でみんな決めて、ばらばらで集まってもまとまらないという話も出てきますので、そこら辺を見極めて、早く提示できるものについては提示して議論をしていただくということがありますので、物によってはちょっと遅れるというか、そういうこともあり得ますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○松本（聖）委員

以上ですと言われましたので、最後に私も一言言っておきます。

今までの作業の流れを見ていますと、イニシアチブといいますか、ほぼすべての作業は小樽市において行われているわけです。悪い言い方をすれば、小樽市の胸先三寸で物事が決まるというような状況にあるわけです。実際にね。ですから、小樽市としては、早目、早目にそういう情報が出せるだろうと思っているわけです、私は。だからお願いしたので、出せないものもあるよと、協議してからの話になりますよと、そんなものは当たり前の話で、各自治体が6つも集まって話をするのですから、みんな一言言いたいわけですからね。それはわかりますが、今までの流れから小樽市が主導権をとっているわけですから、総額を決めるにも、負担割合を決めるにも、小樽市の意向というのは強いわけだから、その辺も考慮に入れた上でのご提示を願いますという意味で申し上げております。

ご提示いただけるというお約束をちょうだいしておりますので、答弁は改めて必要ありません。これで終わります。

○委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○齊藤（陽）委員

◎市職員の再任用と民間事業所の雇用問題について

小樽市職員の再任用に関する条例案に関連をいたしまして、ご質問をさせていただきます。

条例案の議案そのものについては、総務常任委員会の方に付託をされているということで、特に民間の事業所にかかわる雇用問題に関しまして、そういった部分に関してのみ、お伺いをさせていただきたいと思います。

まず、今回の新たな再任用制度は、公的年金の制度改正によって、年金の満額支給開始年齢が、平成13年以降、段階的に引き上げられる。最終的な支給開始が65歳になるのに伴って、この改正に当たり、60代前半の5年間、雇用と年金が連携して勤労者の生活を支えるのだ。そういった意味で官民共通の課題として取り組まれる。その公務員の部分についての施策として、今回、再任用制度というものが制度化をされるということのようでございます。

当然、こういうことになりますと、官民共通の課題ということで、民間との比較では、あるいは、民間の実態との均衡ということが必要になると思いますが、この点についてご所見をお伺いしたいと思います。

○総務部長

今お話がありました再任用制度の関係のことで、委員がおっしゃられた内容の趣旨もございまして、またもう一つは、いわゆる日本全体の人口構成が非常に長寿化してきて、高齢化社会になってきているということの兼ねいで、やはり、高年齢者の知識と経験も生かさなければならぬだろうという趣旨もありますし、また、高齢年代をどの世代が支えるのだということの兼ねいもありまして、そういうことから、昭和46年ごろから、これから高齢化社会に向けた生活の維持だとか、それも含めた関係のことで始まりまして、それが、国としては、民間の制度からま

ず先にやっていこうということで、当時、定年制がしかれているということが少なかったのですけれども、しかれていても55歳というか、そういうことだったものですから、いわゆる60歳まで定年を延ばしていただくということと、加えて、65歳までの雇用について、やはり各民間事業主にも努力義務を与えたというか、取組をして高齢者の雇用に向けていってほしいというようなことで制度が始まってきたわけでございます。

そこで、今おっしゃったとおり、平成6年に公的年金制度が改正になったわけですが、その折に、総務庁あたりから、いわゆる経済界だとか、いろいろなところの調査物をあらわしておりまして、当時、民間ではどれくらい再雇用制度が浸透しているかということを調査したものもあります。それらにつきましては、例えば、定年制をしいている企業といいますか、そういう民間のところの調査では、おおむね81パーセントの再雇用が実施されているというデータも発表されております。そういう中で、一応、民間でははかどってきた面もあるので、今度は、やはり、公務員の方から高齢者の雇用というものを考えていかなければならないだろうということが、平成6年ごろから始まってきて、11年の6月、7月に法律の改正が行われたという段階に今は来ているわけでございます。

○斉藤（陽）委員

今、一応、はかどってきた面もあるというご指摘なのですが、平成12年度の小樽市の労働実態調査によりますと、先日いただいたばかりなのですが、まず、9割を超す事業所が退職金制度を持っているわけです。5割以上の事業所については、雇用延長、あるいは再雇用制度を採用しているという結果でございます。

しかし、実際にどの程度の額の退職金が支払われているのか、また、再雇用あるいは雇用延長が実態的にどのくらい行われているかということは、この小樽市の労働実態調査においても明らかではございません。民間では、終身雇用そのものが崩れつつありまして、今日、定年ということがどれほどの意味があるのかと、だんだん意味を失いかけていくという現実にあるわけです。

こういう厳しい現実の雇用情勢の中で、いや応なく、転職、あるいは中高年での中途採用ということが、いわば常態化をしているということでございます。公務員における終身雇用の裏返しとして定年制というのがあるわけですが、それを前提としたいいわゆる再任用制度というものが、市民感情として、いわゆる一般の民間の事業者の感情として、許されるものかどうかということは、真剣に考えて判断する必要があると思いますが、この点について、再度いかがでしょうか。

○総務部長

確かに、国の方では、そういうような、私が申し上げましたとおりの発表もしているのですが、小樽市内の状況がどうかということで、今、委員からも話がありましたとおり、確かに、雇用実態調査をいたしますと、従業員5人以上の企業で定年制をしいているところの関係でいきますと、小樽市は54パーセントという数字が一応出てきております。これは、道内他都市に比べますと低い方の状況になるわけですが、委員がおっしゃるように、確かに、今の状況としましては、経済状況も余りよくない、あるいは雇用の状況もよくないという状況下にありまして、やはり、一たん勤めていても倒産、リストラによって失業者があらわれるとか、あるいは、退職者、失業者の中には、一定の自己都合により退職した人もいるというようなデータで、全国では530万人ほどというような数字も言われています。

そういう中で、確かに、小樽市の経済の状況だとか企業の実態を見ますと、やはり、委員が言われるとおり、非常に厳しい状況にあるというのは私たちも認識しております。また、今回の任用制度そのものを議会にお話しした際にも、各会派から非常に厳しいご意見をいただいたということもありました。そういう面では、今後、この任用制度そのものについて、市民からのいろいろなご意見もありますけれども、市民のご理解をいただけるように、我々もいろいろな制度を遂行しながら、理解を求めていきながら、決めていきたいというふうに思っております。

○斉藤（陽）委員

ちょっと方向転換しまして、経済部の方にお伺いをさせていただきたいと思いますが、いわゆる民間の離

職者の年齢別の割合、あるいは離職時の退職手当の額の分布等について、いかに実態が厳しいかというようなデータは把握しておりますか。

○（経済）藤原主幹

今お尋ねの離職者の年齢別の分布についてなのですが、離職者という形では資料的なものはちょっと持ち合わせておりませんが、雇用保険の受給者の関係ですと、平成13年の8月新規で雇用保険を受給した方が487人いらっしゃるということで、そのうち、30歳までの方が223名、30歳から40歳までが107名、以下、八十数名ずつ挙がっています。あとは、新規の求職をされた方が1,017名いらっしゃいまして、そのうち、427名が30歳までの方、40歳までの方が181名、それから160名、176名となっているのですが、この状況を見ますと、大体30歳までの方がそれぞれ40パーセントを超えているという状況で、若年というか、若い方の離職が増えている傾向が見られるというふうに聞いております。

また、退職金の分布についてですが、実際に労働実態調査の中で退職金の金額等についての調査はしていないのですが、退職金制度のある企業につき、自社の制度のほかに、国の方でいろいろ補助金とかも出しております、いわゆる中退共という退職金制度を利用しているところが約40パーセント近くあります。その中退共の掛金等で換算いたしますと、毎月2,000円から3万円までという掛金にはなるのですが、大体5,000円程度の掛け金で10年間かけたときに、実際に中退共で支払われる金額というのは70万ちょっとという数字になっておりますので、実際に金額はそう多くはないものと押さえております。

○斉藤（陽）委員

具体的な詳しいデータはないようですが、おおよその検討がつきます。いわゆる公務員の退職金の額と、民間で、退職金制度があると言われながらも、現実に支給されている退職手当あるいは退職金の額には、現実問題、非常に大きな差があるのだという実態は明らかだと思います。

こういう厳しい中で、先ほど総務部長から若干ございましたけれども、民間に対してのどのような支援といいますか、施策をなされているのか、高齢者の雇用安定法等を含めまして、国、道の施策についてご説明をいただきたいと思います。

○（経済）藤原主幹

国の方では、高齢者のために、継続的に雇用されることを図るための雇用促進助成というものがございます。それにつきましては、事業主の方が高齢者を雇うために環境整備をしたときに助成金が出るとか、また、実際に高齢者の方を雇い入れたときに、定年を過ぎてから継続的に延長して雇うことにしたときに、その人数に合わせて給料の一部補助をするとか、それから、人数に合わせてまた最大限補助するというのが事業主の方にあるほかに、雇用保険をかけている方が実際に継続的に60歳後も引続き雇用されたときに、再雇用で給料が下がったときに、下がった分を雇用保険の方から保障するというような高齢雇用継続給付というものがございます。国の方では、このようなことを各事業所などにPR等をして進めております。

○斉藤（陽）委員

今、国や道にどういうものがあるかということを伺ったのですが、小樽市としての独自の施策といいますか、高齢者雇用対策、あるいは退職、あるいは雇用延長、再雇用ということに対する小樽市独自の支援策というのはないのでしょうか。

○（経済）藤原主幹

小樽市独自の助成的なものというのは、実際には高齢者に限ったものではありません。ただ、高齢者の方の雇用の促進のためにということで、小樽市高齢者就職相談室というのを産業会館の中に開設しておりまして、そこには職安の職員の方がいらして、高齢者の方が相談しやすいような形で、そういう環境整備的なものは行っております。また、国の方の施策等につきましても、広報等で周知するとか、そういう協力体制を現在は行っております。

○齊藤（陽）委員

そういうことになりますと、公務員については、新たな再任用の制度、手厚い施策がとられる一方で、民間に対しては非常に手薄だと。支援策、あるいは実態の調査もあまり行われていないということで、民間にとって非常にバランスを欠いているのではないかという見方もできるのではないかと思います。そういった部分で、最低限、実態がどうなっているという部分については、小樽市としてきちっと把握をする必要があるのではないかというふうに思うわけです。小樽として、いわゆる退職金、あるいは再雇用、雇用延長といったことについて、もっと踏み込んだ調査、実態把握をされるお考えはございませんか。

○（経済）藤原主幹

今お話しの実態の調査についてなのですが、労働実態調査等でいろいろな条件的なものなども各事業者の方にご協力をいただいて調査をしている結果はあるのですが、義務的なものではないもので、あくまでも協力という形で調査させていただいているのが実態です。

それで、ハローワークの方でも、いろいろな調査の関係で、市民などの調査等もされている経過もありますので、そちらの関係機関と協力のもと、できる限り把握できる部分につきましては、今後も把握してまいりたいと思っております。

○齊藤（陽）委員

ちょっと思いつきで大変申しわけないのですが、先ほど、退職金制度について、自社制度のほかに、中小企業退職金共済制度、あるいは建退共、いわゆる建設業の退職金共済制度、あるいは特定退職金制度とか、各生命保険会社の企業年金等、いろいろ労働実態調査に盛られている退職金制度というのがあるわけですが、それぞれの共済の主体といいますか、そういったところを通じた小樽市の実態の把握というのはできないのでしょうか。

○（経済）藤原主幹

大変ご答弁しにくいのですが、実際に、法的に報告が義務づけられています50人以上の継続雇用とか、そういう関係の部分でも、各市とか、そういう単位での分析的なものも難しいと言われているところで、全体的な数字で出したものというものはあるのかもしれないのですが、実際に小樽市でどれだけの金額が支払われているかというご協力をお願いするのはなかなか難しいかと考えます。

○齊藤（陽）委員

現実問題として難しいと、構造的に難しいということはあるかもしれませんが、それでは、再任用制度の導入にかかわって、民間との均衡をとるためにこういう実態を把握する必要性があるのだと、そういう必要性については認められますか。

○総務部長

確かに、この再任用の制度に当たりまして、いろいろなご意見などがありますので、私たちも、小樽市内の実態、あるいは、そういうことの実態がどういうふうになっているか、あらゆる角度からデータを取り寄せたいと思っておりますし、また、でき得れば、市内の状況についても、調査のできる範囲でやってみたいと思っております。

雇用の形態というのは、ご承知のとおり、期間的なものもあれば、業種的にいろいろなものもありますし、また、我々公務員というのは、やはり、30年、40年を勤務した後の退職になるわけですから、そういう面で、一様に比較とか、そういうものは難しいかもしれませんが、そういう中で、できるだけ実態を調査いたしまして、皆さんのいろいろな理解などを得る手段にしていきたいと思っております。

○秋山委員

◎災害対策について

先ほどの自民党の成田委員のお話を聞いておりまして、ちょっと疑問が生じたものですから、申しわけないので

すけれども、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

水害の箇所を知って、数というのはどのようにまとめられたのかなと、まず最初に思ったのです。

まとめて言います。

市内に82カ所云々とかと言っていました。その件です。

あとは、いつも不思議に思う中に、水が出ると必ず銭函と張碓間のＪＲに影響がある。そして、乗客の足が奪われてしまうと。このことによる経済的被害というのは大変なものがあるのではないかなと。ただ、乗客は我慢してバスに乗って家に帰るということを繰り返しているように感じておりますけれども、この責任というのは、ＪＲにあるのか、国にあるのか、道にあるのか、小樽市にあるのか。

去年でしたか、やはり水が出たときに、補正予算でこのときの費用というか、補正を立てて小樽市も出したような記憶がありますが、この点の確認方をお願いします。

あと、水が出た場合に、市民という立場に立ったときに、どこに連絡をしていいかという部分がわからない。なかなか思いつかない。最終的に、皆さんは、悩んで、市役所にかけたり、消防署にかけたりするのかなと思いますけれども、そのために防災手帳というのが配られているかと思いますが、ほとんどしまいつ放しで、今のところ、いざというときの使い道で使われていないという部分です。

それともう１点、３カ所のがけ崩れがあったということで、真栄、桜２丁目、勝納と。この災害が起きた場合の場所によって、その後の負担という部分は、市の立場としては、土のうを積んだり、シートをかぶせたりして、その後の被害が広がらないように手を打たれる。でも、その後の負担の話し合い、そして、最終的に、その先の安全確認までは市が持つのかなという部分までをまずお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）高野主幹

水害の箇所の取りまとめにつきまして、市役所では、消防、土木、水道局ということで、それぞれに電話をいたしたり、現場を見ながらということで対応して、それを取りまとめております。

それから、張碓、銭函の箇所について、ＪＲで常に水害があるというお話がありましたけれども、ちょうどＪＲの方にも問い合わせをかけています。その結果、そこの２キロ地点のところは、がけ地で、災害の起きやすいところであるということ、それから、ＪＲの土地であるということはお聞きしました。ＪＲの方としては、擁壁とかはあるそうです。その擁壁に対して、それは古いものですから、前回にもありましたけれども、それを常に新しくするには莫大な費用がかかるということで、ＪＲとしては、落石防止、あるいは雪崩防止ということでの小規模な工物を計画的に、行き来に間に合わないという中でやられているとは聞いております。

その部分の落石につきましては、私どもとしましては、ＪＲの敷地の中で、ＪＲがそれを管理しているということでご理解いただければと思います。

それから、水が出た場合にどこに連絡すればいいかということで、逆に議員さんの方からお話をいただきましたけれども、消防にかけてもいい、水道にかけてもいい、小樽市にかけてもいいということなのですよ。一つに絞るということになれば、逆に覚えなければならぬ。それよりは、小樽市としては、網羅して、行政機関の中で、できるだけどこへかけても通じるように、そして、最悪何があっても、防災担当などにいただいてもいいですし、市の方で必ず連絡がつくような形にしておりますので、何かあった場合には連絡をいただければと思います。

それから、がけ地の３箇所ということですが、防災災害対策基本法の中に、応急措置については行政が、急傾斜で指定されているがけ地につきましては道になるかと思います。それから、ここが難しいところなのですが、民地と指定を受けていないところ、それに対する応急措置については、行政、恒久措置については地権者、関係者ということで考えております。ただ、小樽市の分担として、応急措置については土木が当たる。それから、恒久的な指導については建築都市部が当たるということで、今回も整理させていただいて、その対応に当たっております。

○秋山委員

市は、最終的に安全確保までやられるのでしょうか。

○（総務）高野主幹

非常に難しいところでして、基本的には恒久対策ということで、市としても、行政の部分については行政としてやりますけれども、民有の部分については、理解されるように、市として建築都市部で指導させていただいて、できるだけその線で落ちつくようにということで、今回の３箇所についてもそのように当たっております。

今後、最終措置までは建築都市部等で見守っていきますけれども、民間の方で、民地の方で最終的にどうだと言われた場合に、最後の詰めについては、ケース・バイ・ケースで判断のつきづらいこともあるかもしれません。

○秋山委員

J Rに絡んだことでは、本当に水が出るたびに毎回ありますね。工事の終了めどとかというのは、見通しがあるのですか。

○（総務）高野主幹

J Rの方に聞いた際には、計画的に進めていると。それで、現在の部分については、今回あった部分については、擁壁のところからまだオーバーしたものですから、ヘドロというか、それは取り除いたと。その裏側には、がけ地とか、落石あるいは雪崩防止のやつは工作物、工作物までは僕は見ていないのであれですけれども、そういう部分が落ちてきて擁壁に引っかかっていると。その擁壁の懷を広くする作業はしているということで、終了したとは聞いておりません。そこを広げてまたあった場合に、言葉が変ですけれども、そこに止まるような形の工事をしているということでは聞いております。

○秋山委員

この区間はJ Rの責任で行われていくということでいいわけですね。

○（総務）高野主幹

一応、J Rの方で工事に当たっているということです。

それから、前回の、前年度の市の方で土のうを積んだという部分については、がけ地より上の方に市の管理する河川があって、その部分のあふれ水ということがあったので、小樽市として対応したということです。

○秋山委員

◎緊急通報システムについて

次の民主党に気をもませたらかわいそうなので、それで、高齢者問題の中の緊急通報システムの件ですけれども、答弁をいただきましたのは、本当にそのままの条件だと思うのです。でも、その中に、もう１点含まれていますね。対象者の中に、60歳以上で云々という部分があります。低所得者、そのほかに、まだもう一歩進んで、健康上、心配を要するという部分が１項あるかと思うのですが、ここの部分をもう少し幅を広げていただけないかなというのが今回の提案趣旨でした。

それともう１点、低所得者だけでなく、税金を払われている方に対しては、有料で、独居老人対策として低価格で緊急通報システムがあれば、いろいろな形で事前に手を打てるのではないかという部分です。今、小樽のまちを見ましても、人口が少なくなっていく割に、どんどんマンションが建っていく。ということは、それだけ坂道を避けてまち場のマンションに住まわれる方が多くなっているのかなと思います。ということは、人と人とのつながりがますますつくりづらくなってくるという状況があります。一般質問で取り上げた例は、本当に目と鼻の先で起きたことで、考えられないような事態でしたけれども、こういう可能性がますます強くなってくるのかなと思っております。そういう観点から、何とか、健康上心配を要すると、低所得者対策の部分をもう一歩幅を広げていただきたいということと、有料でもいいから、そういう部分で推進をしていただきたいという、２点です。

もう１点は、市民証明カードについては、平成15年８月にＩＣカードの件がありますので、それまでの３年間は

待っていただきたいということなのか、ここのところだけをお聞きして終わりたいと思います。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、条件のことで対象者のことなのですが、対象者のことをもう少し詳しくお話しいたしますと、要綱で、おおむね65歳以上の独居老人、あるいは老人のみの世帯と。それで、前年の所得で非課税の世帯、当然、これには生保世帯も入るわけですが、そういう方たちを対象にしております。さらに、健康上という問題になりますと、心疾患、あるいは高血圧などの慢性疾患を持っている方で、日常生活上、注意を要する状態にある方という方を対象としております。

それから、低価格というお話ですが、言われることは十分理解できます。先ほどお答えしましたとおり、低所得者を対象にしているということで、低所得者の場合、つけるにつけられない人もあろうかと思いますが、そういう人たちを助けてあげなければならないということもあろうかと思いますが。

したがって、市長からお答えしているとおり、健康な人や、一定程度の収入がある方につきましては、独自でおつけいただきたい。このように考えますし、また、市が低価格であっせんするということにつきましては、民間で同様のサービスを行っているところもございますので、そちらの方の圧迫ということにもなりかねないということも考えられますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

ちなみに、民間では、N T Tの安心プランとか、あるいは協和総合管理などの警備会社で、そういうような緊急通報、あるいは防犯施設を兼ねたもののシステムのサービスを、これは有料になりますけれども、有料で実施しております。

私どもの窓口申請に来る方で対象外になる方がおるわけですが、そういう方々たちには、今申し上げた民間のシステムのご紹介をしておりますし、そちらの方をご利用いただきたい、このように考えております。

○（福祉）高橋主幹

現在、住基ネットシステム構築というのが進められておりまして、15年8月にI Cカードの採用が計画されております。このカードなのですが、写真つきのものを選択しますと、身分証明書として利用することができます。そして、このカードの値段がまだ未定でありますので、かなり高価なものになるという情報があるのです。それで、住民の方への負担が大き過ぎることになるのではと考えています。

現在、石狩市、留萌市などで実施しておりますけれども、市民証と言うのですが、薄いビニール製のカードで、値段も送料も含めまして 500円から 700円程度と聞いております。

それで、本市としても、I Cカードと並行して、別に市民証を発行することを検討してまいりたいというふうに考えております。

○秋山委員

1点だけ。

緊急通報システムの件ですが、毎年60台前後が増設される現実ということは、それを望んでいる人が多いととらえられますか。

○（高齢）高齢社会対策室長

この通報システムでございまして、お年寄りの方は、皆さん、やはり、どこか、どうしても体を弱くされるということが多くございまして、皆さんつけられればいいんですけど、現実には一人暮らしの世帯だけで 5,600世帯、それから、高齢者のみの世帯だけで 7,400、合わせますと1万 3,000世帯ほどになります。したがって、なかなかそういうわけにまいりませんので、特に日常生活上、注意を要する方、こういう形で私どもは限定をさせていただいています。

そういう中で、平成8、9年までは毎年増えたわけではないのですが、11年以降、割と多くなってきてまいってまして、大体今は設置は1年に60台超えまして、逆に取外しをする世帯もありますので、実際に差引きしますと30

台前後です。これが、また少しずつ増えてきまして、今年もまたさらに増えるかなという状況でございます。

したがって、どうしても高齢化が進む関係もあろうかというふうに思いますので、この数は多分これからも増え続けるだろうというふうに考えてございます。したがって、私どもは、それらの条件を満たせば、当然、つけるような形でこれからもやっていきたいというふうに考えております。

お答えになったかどうか分かりませんが、状況としてはそういうことでございます。

○秋山委員

この緊急通報システムの制度があるということが徐々に徐々に浸透されるに従って、やはり利用度が増えていくのではないかと思います。

ただ、無料というのは、やはり、いろいろな面で、市の財政面から考えても厳しい面があるかと思いますので、有料という部分も、相談に来て、外れたメンバーだけに、有料であるのですよと説明するだけではなくて、民生・児童委員さんを通して、そういう部分も事前に教えてあげるという方法もあるのではないかと思いますので、この件はいかがなものでしょうか。

○（高齢）高齢社会対策室長

この関係につきましては、シルバー情報ということで、一応、全世帯に情報を流してございますけれども、その中にも入れさせていただいています。そういうこともありまして、このところ、増えてきているのではないかなというふうに思っております。私どもは、老人クラブ等の中で、あるいは、民生委員さんの会合等でも、この辺の高齢福祉に絡むいろいろな条文についてはお話し申し上げさせていただいていますので、これからさらに進めていきたい、いろいろなところでまた説明をしていきたいというふうに思っております。

○福祉部長

民生委員との関係でございますが、もしご本人が心配で、民生委員さんの方にもお話をしたいというご意向があれば、その意を体して、民生委員さんに、こういう希望の方でしたということで、何かのときに見回りといえますか、そういうことをしてくださいというお願いはできると思いますので、検討してみたいと思います。

○秋山委員

終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

◎小樽市民の健康づくりについて

補正予算関係で2つお願いしたいと思います。それから、その他議案で3つ。

最初に、代表質問でやらせてもらいました小樽のこれからの市民の健康づくりに関して、表題は「健康おたる21」という命題です。代表質問の折に、私の願っているところと回答がちょっと合わないの、もう一回、整理したいと思います。

私の方で質問したのは、これまでである小樽の21世紀プランの健康づくり、そこのところと、それから、今度、計画されている「健康おたる21」というものとの関係をちょっと整理させてもらったつもりなのですが、それと事業目的との関係、それから事業プランの位置づけというところを1回整理させていただきたいというふうに思うのです。

私の方で質問したのは、「健康おたる21」と「市民と歩む21プラン」との関係はどうなっているのだろうか、こういうふうにお尋ねしました。

こういう回答なのです。

今度行われるであろう、つくられるであろう「健康おたる21」は、今後、本市における健康づくりの指針と位置づける計画であると。そして、「21世紀プラン」の方は、まちづくりの指針として位置づけられる、こういうことです。そして、今度つくられる関係の内容は、「21世紀プラン」の健康づくりに関する施策を補完するものと、こういうふうに述べられていました。私の言っているところは、今度つくられる「21世紀プラン」を補完するとは、具体的にどうするのだということを聞いたつもりなのです。だから、策定する内容、それから21世紀プランに基づいて補完する、この辺のところがちょっと整理がつかなかったものですから、いわゆるこの事業を立ち上げる目的と位置づけ、ここのところをもう一回整理して回答してください。

○（保健所）総務課長

佐々木（勝）議員の代表質問における答弁につきましては、市長の方からご答弁させていただいております。基本的な考え方については、答弁させていただいているのですが、改めてまたご質問がございましたので、目的とその位置づけというお話でございますが、市長答弁にございますように、「21世紀プラン」の方につきましては、施策の大綱ということで、はぐくみ、それからふれあい、それぞれの方で現行政策を網羅してうたっております。これからつくります、私どもが今計画をしております「健康おたる21」は、この施策の大綱を念頭に置いて、これをいわゆる具体化するという意味合いを強く持った計画でございます。それは、中身的に申し上げますと、国の方で提唱しております健康日本21の趣旨に沿って、いわゆる健康課題の設定と、それから、その課題について、目標を達成するという数値目標をこれに具体的に盛り込ませるという計画で、これから21世紀の小樽市民の健康づくりのガイドライン、ガイドラインというか、指針です。そういった位置づけとして、いわゆる総合計画を念頭に置きながら、それから各セクションで行われている健康施策との整合性を図りながら進めていくという計画内容でございます。

○佐々木（勝）委員

簡単に言うと、この位置づけのところなのですけども、位置づけのところの問題提起をさせてもらったのは、今までは、健康づくりと言っているけども、どっちかという健康づくりの対策に重みを置いたのではないかと、そういうふうに感じるのです。だから、施設の充実だとか、そういう部分でいわゆる対策に力を入れていたと、そういう面が強かったのではないかなと。

ところが、今度からは、これを、国民を含めて健康づくりの運動体として、いろいろと市民の意識改革を求めていく、こういうふうには私は受け止めているのですよ。そういうことからすれば、今度されるころの「21世紀プラン」の中では、具体的に施策といいますか、実施計画といいますか、こういうところに落ちつくのではないかと。大綱、いわゆる今度は実施計画、そういうところに行かなければならないのではないかとこのように思っているのです。

だから、今までの健康づくりのプランというものは、どっちかという対策に重きを置いていた。今度からは、打って出て行って、市民に啓発をして、自分たちの健康づくりを自分たちで考えていこうと。そういうことからすれば、今度つくられるであろう「健康おたる21」というのは、今までも健康づくりのところがあるのだけれども、これを1回見直して、洗い直して、新たに実施計画の中に盛りつけていく、こういう意味合いで受けとめるのですけれども、違うのですか。

○保健所長

ただいまの佐々木（勝）委員の質問にお答えします。

確かに、そういう面もあると思うのです。しかし、ちょっと補足させていただきますと、今までの健康推進施策、国へ出してきたもの、または世界的にもそうなのですけども、非常に抽象的な部分が多かった。そして、結果的に、どうもいい結果が出ないということで、最近は目標値を定めようということになりました。それで、目標値を設定して、具体的に住民にそれを提示して、そして計画して、何とか、何年間で目標値を達成しようという非常に

細かい、具体的な方針を国で出しているわけです。

しかし、我々は、その具体的な数値を改善するだけで、住民が本当に健康な生活になるかというのは疑問ですから、それはあくまでも骨格等で含めまして、従来のプランにあるように、総合的に健康な人間の住めるまちということを考えております。

ですから、ある意味では補完という言葉になるのですが、基本的には、国で出してきた一つの施策、それがある意味では利用させてもらおうと。しかし、それだけですべてではないという気持ちであります。

○佐々木（勝）委員

基本的なことですから、受け止めについて間違いであれば、間違いではなくて、迫り方だと思うのです。だから、今、「健康おたる21」というのは、国からおろされた指針にただ乗っていくのではなくて、小樽の「21世紀プラン」の実施を具体化していく、いわゆる実施計画づくりというか、そういうところにあるのだというふうに私は受け止めていました。そういう意味で、「21世紀プラン」をより具体的に図っていくための補完というふうに受け止めておいてよろしいですか。

○保健所長

そのとおりだと思います。

○佐々木（勝）委員

それで、ちょっと見解を聞きたいのですが、そうすると、今回盛られている事業内容について、教えてください。

○（保健所）総務課長

本年度、来年度、13年度、14年度の2カ年の計画でこの策定作業は進めてまいりたいと考えております。今年度、13年度におきましては、佐々木（勝）委員もご承知の、もう既に地域で健康づくりでご尽力いただいております健康推進委員の皆様と、それから、今、新聞も含めて市民公募しております健康会議の立ち上げ、それと、これから考えておりますのは、学識経験者、医療関係者、福祉、保健、教育、そういった関係者から成る策定委員会を設置いたしまして、それで本格的に計画の内容を煮詰めてまいりたいと。このほかに、庁内、市役所の中の健康に関する関係部局の検討会議、仮称でございますけれども、こういったものを立ち上げながら、いわゆる市民のご協力を中心にするということを第一義的に置きまして、加えて、庁内の健康に関する関係部局の方々の情報も集約をしながら、それと連動して13年度、14年度の2カ年でこの計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

この問題について、多少やりとりをする中で、わかっている言葉というものと、一般市民の方にしてみれば、なかなかわかりづらいところがあるのかなという感じがしています。私も町内の仕事をしております。そういう関係で言えば、いろいろと言葉と、役割分担を含めて飛んでくるのです。今、現に、小樽の中で健康づくりに関しての組織は、どんなものがありますか。

○（保健所）総務課長

現在、いわゆる市民の方々にご協力いただいている健康づくり対策としては、町内会にいらっしゃいます保健委員の皆さん方にご尽力をいただいているのと、あわせて、その保健委員の皆さんからご推薦をいただいた健康推進委員という方々、それらの方々によって地域的な健康づくりが推進されております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、今回立ち上げようとする健康会議というのは、公募するという形になっています。その目的なので、健康会議の。それから、今は、まだあった健康づくり組織の中の保健委員と健康推進委員ですか、これは新たにつくるのですよね、健康推進委員というのは。その関係、それと健康会議という組合せ、そのところは。

○保健所次長

今、総務課長からお答えしました健康会議といいますのは、この計画を策定するために、小樽市民の、いろいろな形で、住民の方から健康に関するいろいろなご意見を聞かなければならないと。国の方も、官主導の計画ではなくて、住民の方の意見を聞きなさい、こういう趣旨もあるものですから、そういった観点で、健康会議ということで、市民の方に健康会議の委員になっていただきたいということで公募しているわけです。そういった中に、今お話がありました地域で健康づくりを担っていただいている健康推進員の方、この方たちにも健康会議の委員になっていただきたいということで、同時にお願いしているわけでございます。

○佐々木（勝）委員

今回の事業規模といいますか、375万と。2カ年で幾らの予定をして、今度は事業費の内訳になってくるのだけれども、今、健康会議は、時限的に先にちょっと押さえたいと思っていたのは、全体を通して、どの部分に今年度は370万の、これは補正が出ています。ということで考えれば、全体計画事業費といいますか、これがあって、今このところでこうするという事業費の関係では。

○（保健所）総務課長

事業費の関係で申し上げますと、本年度は大体375万円、次年度がおおむね500万円ということで今想定しております。今年度の375万円の大きな内訳としては、いわゆる講演会の開催の予定、それから、策定委員、健康会議の方々の報償的なもの、それから、講演会の会場使用料、その他、研修会等、また策定委員会の会場使用料等も考えながら、こういうのがメインになっております。

○佐々木（勝）委員

先ほどの話の中で、市民の参加を得て、知恵を借りて、そして健康づくりのプランをつくっていくと、こういう地域主導型といいますか、今までは、どちらかといいますと、行政主導で健康チェックをする、これはこれで作業は進めていくのだというふうに思いますけれども、目的からして、いわゆる小樽の健康プランをつくっていく大事な面で市民はどうかかわっていくのかということを先ほど聞きましたら、どの部分で市民が参加をするのか。

○（保健所）総務課長

市民の参加につきましては、先ほど次長から申し上げましたように、まず健康会議の中で、学習、研修、意見を述べてもらうという機会、それから、策定委員会の中にも、健康会議から、今は代表者の方を想定しておりますけれども、代表の方を入れて、市民の方々の一般的なご意見、研究成果をお聞きしたい。それから、そのほか、庁内でやっている健康推進づくりのいろいろな対策を、機会あるごとに、保健事業の一環としていろいろな意見を聞く。それから、今回の375万円の中には、市民の方々、または健康推進員の方々に健康に関するアンケートをとるという予定でありますので、そういったことの集約など、そういったことで市民の方々の意見を全体的に集約してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一方で、11月に、健康に関する市民全体のフォーラムというものも今は考えておりまして、ここでも、健康に関する考え方をお互いに市民の皆さんと共有しようといった計画も、現在は進めております。

○佐々木（勝）委員

来年度は500万円という形ですね。その事業内容というのはわかりますか。

○（保健所）総務課長

おおむね、来年度にかかわっては、一つは、まず計画の策定に本格的に入るという時期になりますので、先ほど申し上げましたように、策定委員の方々の報償的なものと、策定委員会の会議費用、それから研究にかかわる資料の作成等の印刷代、そういったものが中心になりながら、プラス、途中で策定委員会から提起をされます中間的な健康推進の事業の試行的なものとして、健康フェア、いわゆる今現在は講演会と考えているような類のものも、14年度も考えながら使っていきたいなというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

それで想像がつくのですが、２カ年でそれをやるということで話を聞くのですけれども、いわゆる２カ年で、13年度、14年度でこの事業は終わりではないと思うのです。今度はどうするかという問題が出てくると思うのですけれども、今後の「健康おたる21」、これの到着点と、その後の展開というのはどういうふうに描いたらいいのですか。

○（保健所）総務課長

平成14年度末までに、健康おたるの健康計画というものを成果品として出しまして、今度、平成15年度以降は、国の提示をしております「健康日本21」が、2010年度、いわゆる平成22年度を一つの目標到達年度といたしておりますので、私ども小樽といたしましても、それに合わせた形で、2010年度、平成22年度、それまでの健康づくりということで推進いたしまして、そして、途中で、今の考えでは2006年度あたりに中間評価をいたしまして、そこでまたやりながら、今の考え方としては、最終的には2010年度にこの一応の完結をしながら、見直しをして、また続くか、続かないかを考えていきたいというのがこの考え方です。

○佐々木（勝）委員

ちょっと印象なのですが、国のメニューを含めて、ただおろされてきているという部分というのが色濃いわけでしょう。そうすると、事業費の関係で言えば、この13、14というのはちゃんと当たっていますね。そして、15年度以降は来るのですか。金がないから、これはつくっただけで終わりというふうになってはいないかという感じもあるものですから、15年度以降は具体的にどういう展開をしていくのかというふうに聞いているつもりなのです。

○保健所次長

今お話にあります「健康おたる21」なのですから、13年度は、今回の補正ということで議案を提出させていただいておりますので、13年度の執行期間となりますのは、10月から来年の3月までの6カ月間の分の予算ということで375万円と。来年度につきましては、4月から、国の方も、補助事業につきましては、地域保健推進特別事業ということで、国の方が10分の10ということで事業をご承認いただいておりますので、来年は、引き続き、4月以降、12カ月間の予算ということで、今、500万円を予定しております。この2カ年で、小樽市として、この計画をつくるということで国の方から予算をいただいて、補助ということで事業の計画づくりを進めるわけです。15年度以降につきましては、この計画に基づいて、事業を推進していくということでございまして、この事業の実施に当たりましては、補助事業というのは国の方としてもございませぬので、そういった中で、15年度に必要な事業というのは、私たち単独で考えていかなければならない。

しかしながら、国の方も、いろいろと財政が厳しい折、あまり経費はかけないように、いろいろな創意工夫の中で十分この事業を実施してほしいということですので、そういったことも十分踏まえながら、私たちは15年度以降も、健康なまちづくりという観点でこの事業を進めていきたい、こういうふうに考えています。

○佐々木（勝）委員

その点については、先ほどのとおりですけれども、そうすると、今回策定すると、策定事業と書いていますね。15年度以降に、その実践化に向けて取り組む部分については、知恵を出しながらやっていこうということでとらえていると。そうすると、今のお話で、来年度までの中で、さっきはフォーラムと言いましたか。フォーラムでつくったものは、成果品はどういうふうに扱われるのですか。どの時点でどういうふうになるのですか。

○保健所次長

ただいま、総務課長の方から、今の計画づくりの中で、健康に関するフォーラムというものを11月に予定しております。そういった中で、計画策定に向けて、市民の方からいろいろなご意見をお聞かせ願えるということも踏まえて、フォーラムをやろうと。また、来年には、健康フェアといいますか、健康の1週間といいますか、そういったことも考えながら、試行ということで、健康なまちづくりを進める上で、そういったものもやって、その結果どうなったのか、そういうものも含めて事業を進めていくわけですけども、そういったことで、14年度の末までに、今は「仮称」と名づけていますけれども、「健康おたる21」という計画をつくると。その具体的な中身としては、体

に関することにはいろいろな分野がありますので、現状把握と、そして10年後の目標はどうするかなどがあります。そのためにはどのような手法でやっていくのか、そういったことを整理したものを、一つの計画書としてつくりますので、それは15年の3月まで、それまでに計画書をつくるということでございます。

○佐々木（勝）委員

つくって、発表する機会をつくる、こういうことですね。

○保健所長

発表というか、市民に十分知ってもらおうと。要するに、啓発という意味です。そして、目標値を設定して、喫煙率は幾らにしようといっても、それはつらい話ばかりですから、基本的には、最終的にはそういう目標値に達してもらおう、しかし、実際の生活の中ではもっと楽に、楽しく、そして目標値に達してもらおうと、そういうソフトウェア的なものを考えております。ですから、骨格としては国から出てきたものですが、実際に行う上では、中身を含んでいるけれども、もっと市民がやりやすいような、ソフトウェア的な、そういった意味で、発表の機会とか、フォーラムとか、イベントとか、そういったものを今はいろいろ模索している最中であります。

○佐々木（勝）委員

私どもも、その関係においては大事にしたいなと思っております。体力づくりと健康づくりは違うという感じはするのです。体力づくりというと、どうしても限界を感じるというところがあります。その区別はやはりある。健康づくりは、市民を挙げて頑張らなければならないし、庁舎内にいる我々も含めて、その先頭に立って健康づくりを進めていきたいというふうに思いますし、その条件整備を考えていきたいというふうに思います。

◎中学校閉校記念事業について

それでは、次に行きます。

チャイムが鳴れば、その時点で終わります。

まとめていきたいと思っておりますけれども、今回の補正にのっている中学校閉校記念事業補助費の関係です。

冒頭にいきます。まず、補正につけた理由です。

○（学教）京谷主幹

今回、補正をお願いしてございますのは、3校の記念事業につきまして、地域と申しましょうか、学校と地域とが一体となった実行委員会を設置し、そういった方々で記念事業を実施する際に、市の教育委員会といたしましても、事業の円滑化を図るために、今回、補助を出すというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、この発端は学校適配による実施計画に基づく3校の問題と。ちょっと聞きたいのは、来年4月には3校については閉校になっていくということから、委員会の方から、この事業というか、記念事業をするために考えてくださいと、こういうふうに指導したものなのか。それとも、地域からの声があったり、いろいろとやったことによって、何とかこのところは、これは事業ではないですからね。事業であれば、学校適配にかかわる関連事業ということで、前もって計画されていたということになるのだと思うのだけれども、その辺の引き金というか、そのあたりをちょっと聞きたいところなのです。

○（学教）京谷主幹

先ほど申しましたように、これは、あくまでも学校と地域が主体となりまして、いわゆる一つのけじめと申しましょうか、閉校に当たりまして、何か記念的なものをやりたいという声があって、自発的に地域がそういった形で実行委員会を設置しまして、もちろんこれは学校を中心といたしまして、そういった中から出てきた要望にこたえて、私どもが今回補正をお願いした、こういうことでございます。

○佐々木（勝）委員

そうすると、420万円ですね。420万円で1校当たりというふうに単純計算をして140万円と、3校分で420万

円と。その 420万円の根拠は何ですか。

○（学教）京谷主幹

実は、先ほども申しましたように、実行委員会から上げていただいた事業内容につきまして、これは、いわゆる共通して言える部分というのは、主に記念誌の作成あるいは記念のＣＤの作成といったことのほかに、各校でそれぞれ若干の違いはございますけれども、そういった事業内容につきまして、共通する部分について最低の補助をしていきたいというような考え方から、今回の補正をした、こういうことでございます。

○佐々木（勝）委員

そうすると、１校 140万円ということになるわけですが、いろいろ考えたら実行委員会当たりでは相当差があると思うのです。この１校当たり 140万円に絞ったというあたりは、共通に理解するためには必要なだろうと思うけれども、さっきのＣＤとか記念誌とか、何か共通したものに合わせてという、こういうことですか。

○（学教）京谷主幹

それと含めて、事業内容を私どもの方で精査をさせていただいた段階で、これは、当然に補助の対象として成り立つ事業であろうというものにつきまして補助をします。ただし、各校それぞれ事業内容が若干違ってきますけれども、共通部分の点と、やはり、格差をつけないで一律という考え方で、今回、３校で合計 420万円、一律１校当たり 140万円といったようなことでございます。

○佐々木（勝）委員

その辺は、実行委員会を中心として、計算基準をつくったり、算出して、今 420万円の盛りつけ、１校 140万円については、補正をして、なおかつ補助金ということでは金額が大きいですから、今回出されている中では大きい。これは、住民を含めて、学校関係は満足していますか。

○（学教）京谷主幹

これは、学校と実行委員会が十分に練った中で、そういう計画を上げさせていただいて、そういった中で私どもは精査しましたので、これは、学校も地域も、そういったことでは計画の中に十分反映されているのではないかと私どもは理解しております。

○佐々木（勝）委員

いわゆる学校適配の問題は、小樽はいろいろな問題が起きながら、持ちながら、課題解決のために、中学校の部分はうまく進んでいますけれども、今の手法から考えていけば、やはり、地域住民なり学校なりを通じて、今まであった行政主導から市民主導に変えていくというか、これは大事だと思うのですよ。そういう手順を踏むことによって、やはり大事な事業が進んでいくというふうに考えているものですから、そういう面では、今回盛りつけた部分は、中身の計算はあるかもしれないけれども、妥当だなというふうに思います。

それから、跡利用の問題については、さっき代表質問でもやって、今後の問題点になりますけれども、この実行委員会等については、何らかの形で記念誌的なものを残すのはいいと言ったけれども、それを補完したり何かするようなものというか、校舎の一部にそれを残すとか、そういう計画もあるのですか。

○（学教）京谷主幹

これは、私どもが説明会に入るときに、いろいろ要望があった中で、ぜひ記念館的なものを設置してくれという要望もございました。ただ、新たに記念館ということになりますと、相当経費もかかるというようなことで、ただいま、教育委員会としては、跡利用の中で記念室的なスペースを何とか確保していただくようお願いをしております。

○佐々木（勝）委員

そういう条件整備は、丁寧にやっていただきたいなというふうに思います。

◎稲北児童館における事故について

最後に、もう1点。

今回、専決処分された内容の稲北の問題です。

この報告から見ると、平成13年5月に、それから同じく13年6月8日に、同じ事故が発生したということなのですけれども、まず、どんな事故だったのか。

○（福祉）児童家庭課長

5月24日の事故については、これは幼児用のトランポリンなのですが、そこで、当然、児童厚生員ということでついているのですが、そこで飛び跳ねたときに、安全バーに股間をぶつけたという事故で、6月については、飛び跳ねて着地するときに、バランスを崩して落ちたといえますか、下のネットについて、当初は骨折という話でしたけれども、結果的には亜脱臼をしたと、そういうような事故でございます。

○佐々木（勝）委員

まとめると、ここで報告されている中に、遊戯中における事故と。どちらも遊戯中における事故というふうに報告されていますけれども、それでいいのですか。

○（福祉）児童家庭課長

両方とも、当然、児童厚生員がついて、トランポリンを使用させて遊んでいたと言ったらおかしいのですが、そういうときの事故でございます。

○佐々木（勝）委員

その結果に対する手当てがされているのですけれども、これは大事なことだと思うんです。どうしてこういう事故が起きたか、起きるかというところを分析しましたか。

○（福祉）児童家庭課長

事故の原因というか、そういう分析は特にしていませんけれども、実際に子供がトランポリンを使っている場合に、そばに指導員がついていたのですが、想像していないというか、思ってもいない飛び方をしたといえますか、そういうことで事故が発生しております。

○佐々木（勝）委員

角度を変えてちょっと聞きます。

トランポリンを入れているのは稲北の児童館だけですね。その辺はどうですか。

○（福祉）児童家庭課長

私どもの児童館は、富岡児童館、これは社会福祉協議会と同じ建物の中にございますけれども、ここと塩谷の児童センターということで、3カ所ございまして、その3カ所とも、幼児用のトランポリン、塩谷についてはもう少し大きい競技用のトランポリンもございます。

○佐々木（勝）委員

このトランポリン、これを、現実には分けるわけにはいかないのだろうと思うのだけれども、俗に言う「遊戯中」という表現の仕方と、トランポリンは遊具施設とは私は思っていないのです。これはやはり教材教具ではないかというふうに思うのです。だから、教材教具ということになれば、その対策というのものもあるだろうし、トランポリンを取り入れた理由というか、その辺はわかりますか。

○（福祉）児童家庭課長

児童館というのは、適正な遊具を使って指導して体力の増進を図るということで、子供に児童厚生員がついて指導しておりますけれども、児童厚生員の資格ということになれば、小、中、高、幼稚園等の教員資格があるという要件があるのですが、必ずしも体育の専門の指導者ばかりではないというのが現実でございます。

それで、塩谷の方については、長いこと使っているものですから、もともと体育の専門の指導員がたまたま最初にいまして、それで訓練を受けたというか、指導を受けながら使っていましたが、今回事故が起きた稲北について

は、確かに、そういう児童厚生員ではあったのですが、体育の専門の指導を受けていなかったという部分で、若干の注意が足りなかったのかなという気がしております。

○佐々木（勝）委員

当然、施設・設備の充実ということになっていくと思うのだけれども、やはり遊具と教材教具というのは違うという感じが私はするのです。そういう面で考えていけば、やはり、施設・設備の充実の中に、十分配慮したものがなければならないという感じがします。

おまけに、稲北の場合は、児童館であって、あの中にはいわゆる留守家庭児童、学童保育の一面も取り入れていますね。だから、そういう面で考えていけば、施設・設備の充実の設備の充実の中に、ただ、あまり安全管理だけをやっていけば何もできないということになってくるだろうし、さっきの公園の話だけれども、多目的なホールとして使うためには相当の準備がなければだめだと。一方においては、公園は何もなくて、遊具もない、本当に憩いの場としての公園と。やはりこういうテーマ、テーマがあると思うのです。そういう面で考えて、その善後策では、そのトランポリンはどうなっているのですか。

○（福祉）児童家庭課長

稲北については、事故が続けざまに２回起きたということで、当分の間は使用禁止にしております、これについては、安全管理についての再確認をして、９月７日に、３館の全部に集まってもらったのですが、体育指導員は、その指導の仕方についての訓練を受けまして、一応、これで安全対策については万全な体制をとれるようになっていって、そういうことで10月１日から使用を再開したいということで、今はその準備をしている最中でございます。

○佐々木（勝）委員

これで、最後にします。

ということで、私も問題提起させてもらっていますけれども、やはり、生涯スポーツの充実ということなどを考えていけば、やはり指導者の養成といいますか、そういうことが重要になってくるのだろうというふうに思うのです。

だから、施設・設備の充実と合わせて、ソフト面の人的な配置に関する指導者の育成といいますか、そういうスタッフを十分そろえていくと、こういうことが大事ではないかなというふうに思っています。そういう感想です。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。